第５章　調査研究報告

5-1.「近年のパブリックアーケロジー研究の動向」　松田 陽

5-2.「欧州の考古学者の実態調査から―持続可能な考古学の探索―」　岡村 勝行

5-3.「イングランドにおける考古遺跡の保護」　禰宜田 佳男・松田 陽

5-4.「イングランドにおける水中遺産の保護」　中西 裕見子

5-1. 近年のパブリックアーケオロジー研究の動向 *

松田 陽

パブリックアーケオロジーに取り組む際の姿勢を「アプローチ」と呼ぶことにすると、そこには教育的、広報的、多義的、批判的アプローチという四つのものが考えられる。

教育的アプローチは、考古学者を知識の伝達者とみなし、教育活動を通して、市民が過去、そして考古学という学問を考古学者と同じような視点から理解できるように導くことを目指す。

広報的アプローチは、考古学の宣伝・アピール活動を展開することによって市民が抱く考古学のイメージを良いものにし、考古学に対してより多くの社会、経済、政治的な支援が得られるようになることを目指す。広報活動を展開するにあたっては、印象に残る視覚情報や効果的な宣伝文の活用、また場合によっては、キャラクター登用などのイメージ戦略をおし進めることが求められる。

多義的アプローチは、過去の人間が残した物質的痕跡がいかに多様な意味を持ちうるのかを探求する。遺構や遺物などの考古学的資料は、適用する考古理論や方法論の違いにより、異なった過去の解釈を許すものであり、これは言わば考古学的解釈の多様性を意味する。しかし、まったく同じ考古学的資料は、同時に非考古学的な視点からも多様な解釈を可能とする。多義的アプローチは、これら一つ一つの意味を吟味し、そして総合させることによって、そもそも過去の物質的痕跡が考古学者のみならず、人々にとって何を意味しているのかということを文化人類学的に追及することを目指す。

そして批判的アプローチは、社会科学で言うところの批判理論（critical theory）に依拠し（Calhoun 1995、Horkheimer 1995(1937)）、考古学の実践や解釈が既存の社会政治的な体制のあり方にどのように関係・貢献しているのかを検証することを目指す。ここで問われるのは、現行の考古学の実務や政策が社会のある特定グループの既得権益を守ることに貢献していないか、また、現在主流となっている考古学の定説が、実は誰かにとって都合の良い／悪いものとなっていないのか、などの問題である。

以上の四つのアプローチのいずれも、考古学をより社会的に意味のあるものにすることを最終目的としている。また、どれか一つしか採用できないというものでもなく、現実には複数のアプローチが複合される場合も多い。加えて、その採用は意識的に行われるときもあれば、無意識的に行われるときもある。しかし、どのアプローチが優先的に採用されているのかを見極めることによって、そこに携わる考古学者たちが社会にどのように関わろうとしているかを大まかに理解することができる。

以上を考慮したときに浮かび上がるパブリックアーケオロジーの近年の傾向がある。それは、批判的アプローチとそれ以外の三つのアプローチとの間の「差」が広がりつつあることである。

2010 年頃までは、パブリックアーケオロジーの議論における最も顕著な「差」は、教育的・広報的アプローチのグループと、多義的・批判的アプローチのグループとの間に見られた。事実、2000 年頃以降のパブリックアーケオロジーの議論を大いに盛り立てたのは、教育的・広報的アプローチの支持者と多義的・批判的アプローチの支持者たちとの間の議論である。概して言えば、前者はより実践主導的、現実対応的で、逆に後者はより理論主導的、変革志向的であった（図 5-01）。つまり、教育的・広報的アプローチを支持する者は、現行の考古学の枠組み・体制を維持しながら、その中で可能なかぎり考古学と社会との関係を実践を通して改善しようとする傾向が強かったのに対し、多義的・批判的アプローチを支持する者は、既存の考古学の営まれ方そのものを議論を通して社会的に変革しようとする傾向が強かった。

明らかに志向性が異なる両者間では、激しい議論が繰り広げられた（図 5-03）。教育的・広報的アプローチを採用する者は、多義的・批判的アプローチを、考古学の本質とかけ離れている、非

科学的であると批判し（Fagan and Feder 2006、McManamon 2000a, 2000b）、後者を採用する者は前者を、考古学と一般市民との間に一方向のコミュニケーションしか認めない、権威主義的な考え方であると批判したのである（Bender 1998、Faulkner 2000、Holtorf 2000, 2005、McDavid 2004）。

しかし、2010 年を過ぎた頃から、この議論はパブリックアーケオロジー研究の中では一区切りをつけた観がある。お互いの主張が十分に出し尽くされたので、パブリックアーケオロジーとしての次の一手を探りだした、と言ってもよいかもしれない。

ここで新たに見られつつある状況が、教育的・広報的アプローチと多義的アプローチとの融合である。これは、ある意味で理にかなった融合だと言える。社会の多種多様な構成要員たちの立場や考え方を十全に理解することは、考古学に関する教育と広報の効果を高めることにつながりうるからである。もちろんこれは、従来よりも「妥協した」教育・広報活動を行うこと、すなわち、考古学のために教育・広報活動を行うという姿勢から、より多様な社会集団のために考古学の教育・広報活動を行う、という姿勢への変化を意味する。しかし、そうすることによって、考古学の社会的有用性が強調されるわけであるから、長期的には考古学を利する変化だとも言える。

このことを反映するかのように、近年のパブリックアーケオロジーの議論で強調されるようになったキーワードは、対話（dialogue）、共同（collaboration）、共有（sharing）である。まちづくり、地域活性、観光、アートなど、かつては考古学とは関係ないと目された分野の活動を行う者たちと連携していくことがさかんに強調されるようになった（Jameson 2014、Stone and Hui 2014）。

筆者自身、この流れを大いに歓迎する者である。しかし、その根底に静かに流れている新自由主義に対しての批判的な議論がほとんど出てきていないことには、少し危機感を抱いている。と言うのも、考古学と異分野との対話、共同、共有が促進される要因の一つとして、社会全体における市場主義経済の考え方の徹底的な浸透、そして考古学の経済的持続可能性への意識強化が働いているように思えるからである（Public Archaeology 2014）**。たしかに、考古学が現代社会により多くのパートナーをもつことによって、考古学の意義がより社会的に認知され、考古学に対しての経済的支援もより充足するであろう。しかし、どのようなパートナーを、どのような条件で求めるかについての注意深い議論は、いまだに出てきていないように思われる。そして、この議論が欠如している現在、資金確保が第一義的な目的となって対話、共同、共有が推進される事例も少なからず出てきているように思われる。

以上のことを踏まえると、2010 年以降のパブリックアーケオロジーにおける最新の傾向は、教育的・広報的アプローチと多義的アプローチとの融合、そして、その裏返しとしての批判的アプローチの相対的後退にあると言えるだろう（図 5-02）。20 世紀末にポストプロセス考古学の論客たちが行ったような考古学の政治性に対しての批判的な意見表明（Kohl

	実践主導 現実対応的		理論主導 変革志向的	
パブリックアーケオロジーの 四つのアプローチ	教育的 アプローチ	広報的 アプローチ	多義的 アプローチ	批判的 アプローチ
キーワード	考古学教育を通しての 知識の伝達	社会に対しての 考古学の 宣伝・アピール	多種多様な 過去の解釈の 分析・総合	考古学と社会政治体制と の関係の検証

図 5-01　2010 年頃以前までのパブリックアーケオロジーの中の最大の「差」

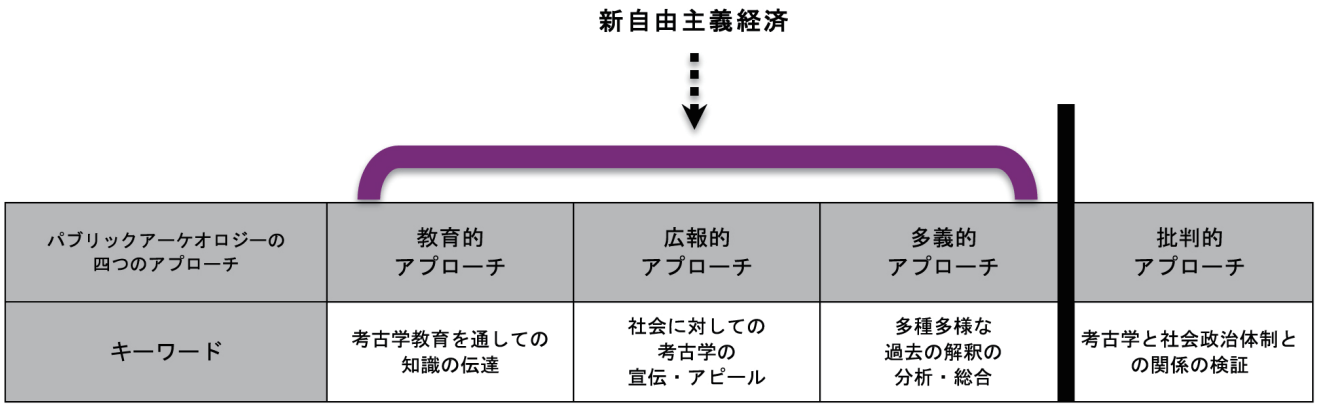

図 5-02　2010 年を過ぎた頃から新たに広がりつつある「差」 事業の種類

and Fawcett 1995、Shanks and Tilley 1987a, 1987b）は、ここ数年で急速に減りつつあるように思われる。考古学（あるいは考古学者一人ひとりの職）の生き残りに向けての資金確保と、その資金をどのようにして得るべきかについての批判精神あふれる議論とを果たして両立させることができるかどうかが、今後のパブリックアーケオロジーの試金石だと言えるかもしれない。

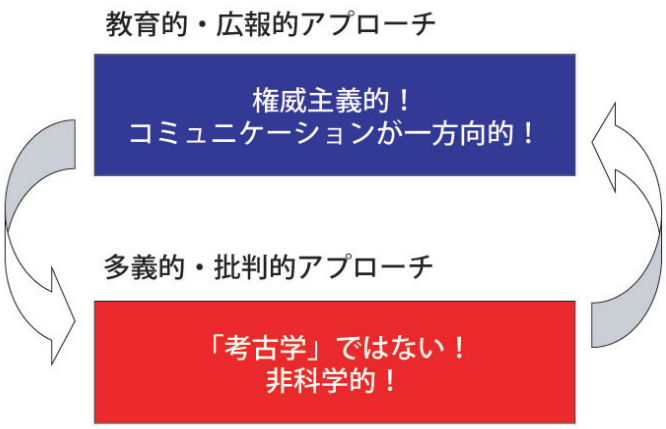

図 5-03　教育的・広報的アプローチと多義的・批判的アプローチとの間の論争

注釈

*　本稿は、松田陽 2014『実験パブリックアーケオロジー』（同成社）pp.9-17、および松田陽 2014「古墳とパブリックアーケオロジー」『古墳と現代社会』（一瀬和夫、福永伸哉、北條芳隆編、同成社）、pp.144-161. を元にしている。

**　2015 年 4 月 1 日に実施されるイングリッシュ・ヘリテージの機構改革は、まさに新自由主義的な発想に基づいて推し進められるものである。同組織が運営する 400 近い史跡は、今後は自前で収支を合わせるようになることが求められる。

参考文献

Bender, B. 1998. *Stonehenge: Making Space*. Oxford and New York: Berg.

Calhoun, C. 1995. *Critical Social Theory: Culture, History and Challenge of Difference*. Cambridge MA: Blackwell.

Fagan, G.G. and Feder, K.L. 2006. Crusading against Straw Men: An Alternative View of Alternative Archaeologies: Response to Holtorf (2005), *World Archaeology* 38 (4), 718-729.

Faulkner, N. 2000. Archaeology from Below, *Public Archaeology* 1 (1), 21-33.

Holtorf, C.J. 2000. Engaging with Multiple Pasts: Reply to Francis McManamon, *Public Archaeology* 1 (3), 214-215.

Holtorf, C.J. 2005. Beyond Crusades: How (Not) to Engage with Alternative Archaeologies, *World Archaeology* 37 (4), 544-551.

Horkheimer, M. 1995(1937). *Traditional and Critical Theory, in Critical Theory: Selected Essays*. New York: Continuum, pp.188-243.

Jameson J.H. 2014. Toward Multivocality in Public Archaeology: Public Empowerment Through Collaboration, in Scott-Ireton D.A. (ed.) *Between the Devil and the Deep: Meeting Challenges in the Public Interpretation of Maritime Cultural Heritage*. New York: Springer, pp.3-10.

Kohl, P.L. and Fawcett, C. (eds.) 1995. *Nationalism, Politics and the Practice of Archaeology*. Cambridge: Cambridge University Press.

McDavid, C. 2004. From “Traditional” Archaeology to Public Archaeology to Community Action: The Levi Jordan Plantation Project, in Shackel P.A. and Chambers E.J. (eds.) *Places in Mind: Public Archaeology as Applied Archaeology*. New York and London: Routledge, pp.35-56.

McManamon, F.P. 2000a. Archaeological Messages and Messengers, *Public Archaeology* 1 (1), 5-20.

McManamon, F.P. 2000b. Promoting an Archaeological Perspective: A Response to Cornelius Holtorf, *Public Archaeology* 1 (3), 216-219.

Public Archaeology (journal) 2014, 13 (1-3)

Shanks, M. and Tilley, C. 1987a. *Re-constructing Archaeology: Theory and Practice*. Cambridge: Cambridge University Press.

Shanks, M. and Tilley, C. 1987b. *Social Theory and Archaeology*. London: Polity Press.

Stone, P. and Hui, Z. (eds.) 2014. *Sharing Archaeology: Academe, Practice and the Public*. London and New York: Routledge.

5-2. 欧州の考古学者の実態調査から―持続可能な考古学の探索―

岡村 勝行

1. はじめに

考古学と現代社会を繋ぎ、パブリック・アーケオロジーの中心的な役割を担うのは、いうまでもなく、考古学者である。だが、考古学者が一社会集団として調査・分析されることはこれまでほとんどなかった。しかし、近年、その状況に変化が起きている。

その契機となったのは、「欧州考古学者を発見する」(Discovering the Archaeologists of Europe)(以下、「DISCO プロジェクト」と呼ぶ)である。本報告にも講演を掲載したケニス・アイチソン氏の主導のもと、英国を含む 12 カ国が参画した考古学者・考古学調査機関の実態調査(2006-8 年)は、数々の「発見」を生み出し、大きな反響を呼んだ。その 5 年後、第 2 回調査(2012-14 年)には、21 カ国が参画し、先頃、その最終報告書が公表された。そこには欧州の考古学者の総数はおよそ 33,000 人と推定されること、女性の考古学者は全体の 50.3% と男性を若干上回り、年齢分布から女性考古学者の割合が将来さらに増えることが予測される、など注目される調査結果が提示されている(Aitchison *et al* 2014)。

日本では 1990 年代後半以降の発掘調査の減少に伴い、専門職員採用の見送り、職員の高齢化、体制の縮小、考古学専攻生の減少という負の連鎖が全国的に顕在化し、考古遺産マネジメント部門、考古学の将来への危機感が高まっている。文化庁は、これまでの発掘調査体制の進展と課題を整理し、地方公共団体を対象に、専門職員、調査の実施体制、民間調査組織の取り扱いについて実態調査を実施し、『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について–これからの埋蔵文化財行政に求められる体制–(報告)』(2014 年)をまとめた。また、学会においても、日本考古学協会(研究環境検討委員会)は、「大学における(考古学の)教育・研究環境と後継者育成」に取り組み、各大学へのアンケート調査の結果がまもなく公表される。

欧州に限らず、2008 年に始まる世界同時経済危機が考古学の世界に与えた影響は大きく、新自由主義経済が浸透するなか、持続可能な考古学の模索は汎世界的な広がりをみせている。

本稿では、DISCO プロジェクトの調査成果から、考古学者数、人口比、年齢分布、性別、労働タイプなどの項目に的を絞り、英国を中心とする欧州との比較から、日本の考古学者とその社会的状況について国際的な位置づけを行うものである。

2. DISCO プロジェクトについて

第 1 回の DISCO プロジェクトは、EU 加盟の 12 カ国、アイルランド、英国、オランダ、ベルギー、ドイツ、チェコ、スロヴァキア、オーストリア、スロヴェニア、ハンガリー、ギリシャ、キプロスが参加し、2006 ～ 8 年に実施された(Aitchison 2009、岡村 2011)。その目的は「ひとつの欧州」という EU 理念のもと、国を越えた就職や雇用にとって、自由な移動の妨げになっている障害を明らかにすることであり、職業教育、訓練を支援するＥＣのレオナルド・ダ・ヴィンチ基金の助成を受けた。当時、これほど国際的、かつ大規模な調査はもちろんのこと、英国とアイルランド以外では一国内でも同様な調査が行われたことはなく、それぞれ国の考古学者、考古学の多様なあり方が明らかになった。

調査項目は、①考古学者数、②年齢、③性別、④障害者就業率、⑤国籍、⑥就業形態、⑦過去 1・3・5 年の考古学者の増減、今後 1・3 年の見通し、⑧学歴・専門資格、⑨専門教育の必要性・技術の欠如、⑩収入・賃金の 10 項目であった。①の考古学者数や⑦の成長率は各国の協力機関から、そのほかは個人別のアンケートから収集したデータで、協力機関は、大学、考古学会、考古学者協会、学術研究機関、政府機関、民間調査会社と多様であった。

第 2 回の 2012-14 年調査は、アイルランド、英国、ポルトガル、スペイン、オランダ、ベルギー、ノルウェイ、デンマーク、ドイツ、イタリア、ポーランド、チェコ、オーストリア、スロヴェニア、スロヴァキア、ボスニア・ヘルチェゴヴィア、エストニア、ラトヴィア、ルーマニア、ギリシャ、キプロスの 21 カ国が参画し、アイチソン氏、英国のヨーク考古学財団が中心となり、23 の調査機関の協力を得て実施された。

初回の調査は欧州が近年で最も好景気であった世界同時経済危機直前に行われ、欧州全体を自由に行き交う労働と生涯学習を推進するための検討資料的な意味合いが強かった。一方、第 2 回の調査では、経済危機が欧州の考古学に与えた厳しい状況が明らかになり、欧州の将来、持続可能な文化遺産、持続可能な考古学を策定するための基礎資料としての認識が高まった。また、その背景には 90 年代以降、英国で顕著であるが、遺跡調査における市場主義化、民間調査部門の増加により、考古学が専門的な知識・技能を持つ「職業」（profession）という捉え方が広まったことも関係している。

DISCO プロジェクトの調査目的・項目は明確であるが、欧州考古学全体を統括する既存の機関があるわけでなく、実際の調査には困難が伴った。まず、誰が「アーケオロジスト（考古学者）」なのか、という根本的な問題に対し、考古学者の定義、考古学者とは誰なのか、国によって異なっている状況が判明した。例えば、ギリシャでは憲法で「文化遺産は公共財（public property）であり、その保護は国家の義務である」と規定され、考古学者の認定は、調査の許可と結びつき、厳密に定義されているが、英国では「考古学を行うものが考古学者」である。また、ドイツでは考古学を博士号など適切な学位をもった人間のみが考古学者であり、遺跡調査を実際に現場で執行する人は「技術者」（テクニシャン）と呼ばれ、考古学者とは呼ばれない。しかし、こうした実態が明らかとなり、共通認識になったことは、プロジェクトの大きな収穫の一つでもあった。日本の状況を考えると、「考古学者」はどうしても言葉の構成上、「考古学する者」よりも、「学者」にウェイトが置かれ、言葉の重みとしてはドイツに近い。あるいは「考古学者」はあまり使われず、「考古学をやっている」という表現がより一般的なのかも知れない。

「考古学者」という呼称は、幅のあるのが実際であり、調査では定義はできるだけ広くとり、「考古学者」という肩書きよりも、「考古学で働いている人々」という方針で実施された。調査は調査票を用いたアンケート方式を基本としたが、未回答も少なくない。文献、ウェブ、電話などあらゆる資料で適宜補足され、確度の高い統計資料となっているが、数字は推定数として提示されている。

国名	考古学者数	人口（千人）	人口比
英国	4,792	63,700	0.0075%
ドイツ	4,700	81,000	0.0058%
イタリア	4,383	61,700	0.0071%
ギリシャ	1,528	10,800	0.0141%
オランダ	1,335	16,900	0.0079%
オーストリア	1,219	8,200	0.0149%
ポーランド	1,004	38,300	0.0026%
ポルトガル	862	10,800	0.0080%
ルーマニア	858	21,700	0.0040%
スペイン	796	47,700	0.0017%
ノルウェイ	641	5,100	0.0126%
チェコ	530	10,600	0.0050%
ベルギー	483	6,400	0.0075%
デンマーク	453	5,600	0.0081%
アイルランド	338	4,800	0.0070%
スロヴェニア	257	2,000	0.0129%
スロヴァキア	224	5,400	0.0041%
エストニア	121	1,300	0.0093%
キプロス	96	1,200	0.0080%
ﾎﾞｽﾆｱ･ﾍﾙﾂｪｺﾞｳﾞｨｱ	60	3,900	0.0015%
ラトヴィア	60	2,200	0.0027%
合計	24,740	409,300	0.0060%
日本	6,800	127,000	0.0054%

図 5-04　欧州考古学者発見（DISCO）参加国と各国の考古学者推定数

3. 欧州の考古学者の概要

図 5-04 の表は 21 カ国の考古学者の推定数を多い順に並べたものである。英国、ドイツ、イタリアには 4,000 人以上の考古学者がいる一方、ラトビアやボスニア・ヘルチェゴヴィアでは 60 人と幅がある。これらの合計 24,740 人に、プロジェクト不参加のフランスほかの国の考古学者数を加え、欧州全体でおよそ 33,000 人と算出された。一方、人口比では順位は異なり、高いのはオーストリア、ギリシャ、ノルウェイで、人口 6,750 ～ 8,000 人当りに 1 人の考古学者となる。

日本の考古学者は何人いるであろうか。埋蔵文化財担当専門職員については、毎年、文化庁が統計を出しており、2013 年 4 月 1 日現在、5,961 名である（文化庁 2014）。大学の教員は日本考古学協会が集約した全国の大学の「考古学関係講義」で、約 300 名と推定される（松田・岡村 2012）。民間調査機関で働く考古学者については、日本文化財保護協会の埋蔵文化財調査士・同士補の有資格者は 467 名（坂井 2013）という。正確な数字は明らかではないが、これに研究所・博物館勤務などの考古学者を加えると、およそ 7,000 名前後と見積もることが可能であろう。この数字は欧州のどの国に比べても多いが、人口比でみると、0.0054%（約 18,000 人に 1 人）であり、21 カ国全体の平均よりもやや低い。英国の人口比で計算すると 9,553 人となり、現状の 7,000 人と約 2,500 人の差があることになる。

年齢については、調査票の回答者 7,357 人（全体の 29.7%）でみると、21 カ国全体の平均年齢は 40.3 歳で、男性 41.8 歳、女性 38.9 歳であった。30-39 歳の幅にピークがあり、全体の 40%近くを占める。性別は 21 カ国全体で、女性 50.7%、男性 49.3%で、女性のほうが多い（図 5 -05）。前回の 2006-8 年調査では、女性 45.9%、男性 54.1%であったが、後述する英国で顕著なように、20 代、30 代に女性の率が非常に高く、将来的には女性優位になることが予測されている。女性の割合が多いのはギリシャ 76.3%、イタリア 70.8%、ポルトガル 69.1%、キプロス 68.8%で、少ないのはルーマニア 35.8%、ポーランド 35.8%などである。英国は 21 カ国の平均に近く、女性 46%、男性 54%であった。日本の男女比の正確な数値はわからないが、日常的な感覚では、女性の割合は全体の 1 ～ 2 割であろうか。欧州の最も低い国々に比べても、かなり低い数値であることは間違いないだろう。

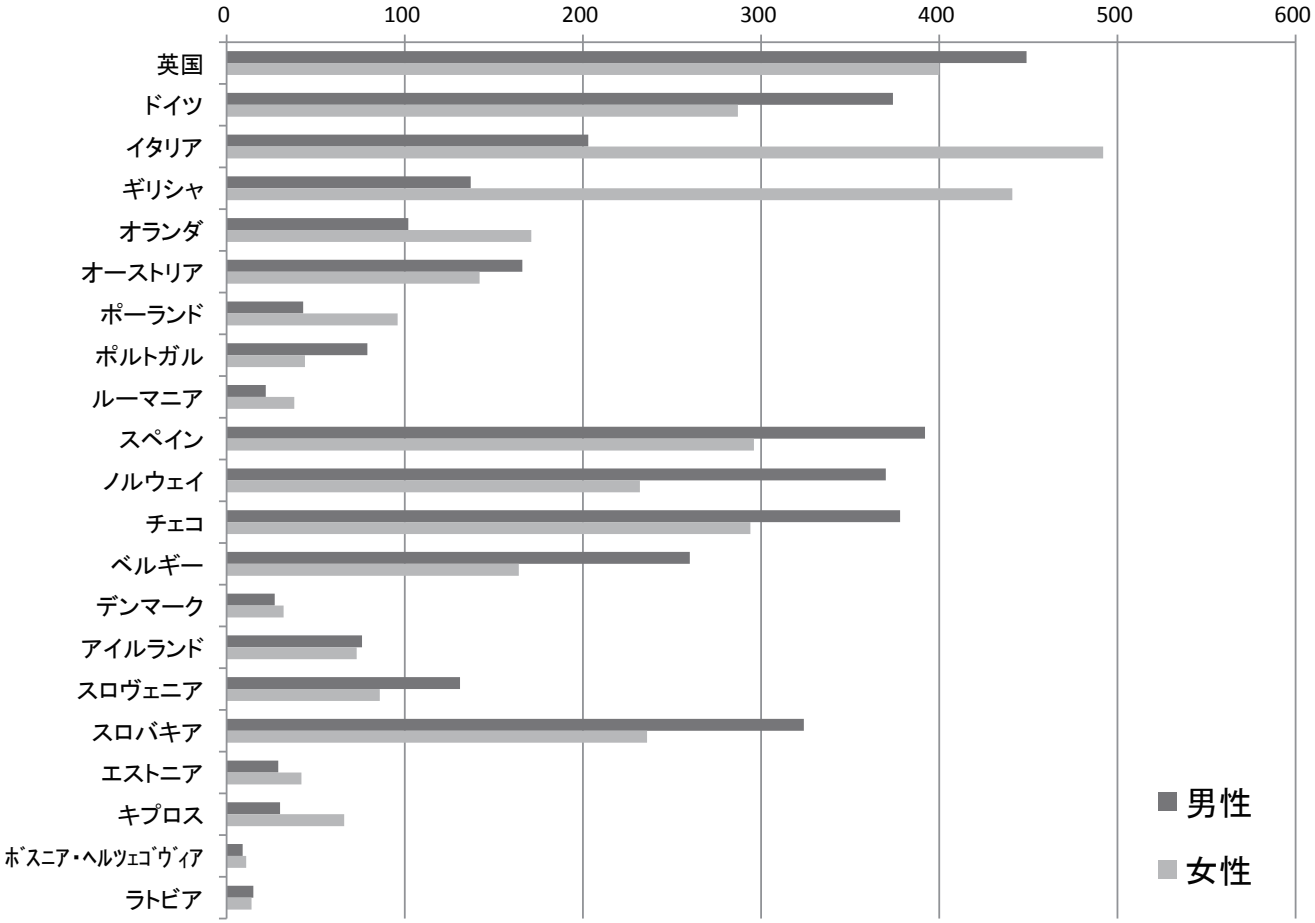

図 5-05　DISCO 参加国の考古学者の性別（調査票回答者のみ）

4. 英国の考古学者の概要

本報告の中心となっている英国の考古学者については、その報告書の要約（Aitchison & Rocks-Macqueen 2014, 10-13）を最後に掲載した。ここでは適宜引用しつつ、英国との比較から、日本の状況を浮き彫りにしたい。

まず、考古遺産マネジメントの変遷について、英国の記録保存調査に関わる統計資料は十分に整備されておらず、日本との直接的な比較は難しい。ただ、遺跡調査の事業量と考古学者数とは相関関係し、日英の考古学者数の推移によって、おおよそこの 40 年間の記録保存調査の動向を知ることができる（図 5-06）。

日本では記録保存調査（事業量）のピークは 1997 年にあり、2011 年まで下がり、その後上昇の兆しにある。埋蔵文化財担当専門職員数は 2000 年の 7,111 人が最大で、2012 年には 5,868 人（17%減）まで減少した。一方、英国では 1980 年代後半から 90 年代に大きな落ち込みがあるが、その後は右肩上がりで、2007 年に記録保存調査、考古学者数（6,865 人）とも最大となる。その後、経済危機の影響により、2012 年は 4,792 人（30%減）まで減少した。日本のグラフは埋蔵文化財担当専門職員数であり、英国の考古学者総数とは一致しないが、考古遺産マネジメントの規模の変遷については、日本が英国よりほぼ 10 年間先行している状況を見て取ることが可能である。

平均年齢は英国の考古学者全体では 42 歳で、女性は 39 歳、男性は 44 歳である。日本の状況は、埋蔵文化財担当専門職員については、文化庁作成の 5 年単位の年齢構成グラフ（文化庁・埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2014）を基に推定することが可能である。これによると埋蔵文化財担当専門職員全体の平均年齢は 44.1 歳（都道府県 45.1 歳、市町村 43.6 歳）、都道府県では、公務員 46.0 歳、教員 46.3 歳、法人職員 47.9 歳、嘱託職員 39.3 歳である。全体の平均では日本は 2 歳高いに過ぎないが、最も多い年齢層は、日本は 40 歳代（32.5%）であるのに対し、英国では 30 歳代（20.5%）である（図 5-07）。また、英国では 30 歳代と 40 歳代では男女比率が逆転し、20 ～ 30 歳代では女性が男性より多く、とりわけ 20 歳代では、倍近くになる（図 5-08）。2007 年から 2012 年までの 5 年間で、女性考古学者の割合は 41%から 47%に増加しており、「未来の考古学者は女性になるかも知れない」（Lazar, *et al* 2014）という予測は決して誇張でない。

労働タイプ別にみると、民間調査機関（commercial archaeology）が最も多く、全体の 59%を占める（図 5-08）。これに地方公共団体（10%）を加えたものが、日本の埋蔵文化財に関わる考古学者にほぼ相当する。埋蔵文化財担当専門職員と民間調査機関職員の合計を 6,500 人とすると、全体の 93%を占める。英国では歴史環境に関わる国政府機関（545 人、11%）、大学（690 人、14%）が日本より非常に多く、考古学者という専門職の人的構成がかなり異なっていることが指摘できる。また、学歴では、英国では 20%が博士、47%が修士以上、93% が学士以上であった。2007-8 年調査はそれぞれ 12%、40%、90%であり、高学歴化が進行している。

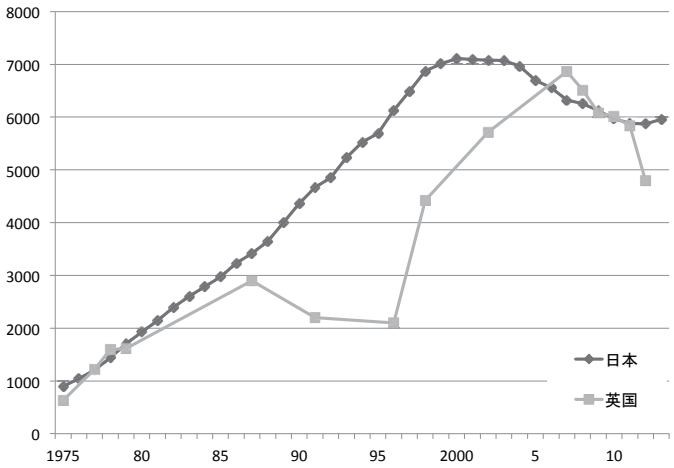

図 5-06　日英の考古学者の推移（日本は埋蔵文化財担当専門職員数）

そのほか、組織的な問題として、発掘後の分析作業、保存科学や情報テクノロジーの分野で、深刻な人材の不足、スキルの欠落、人的管理、プロジェクト管理でスキルの欠落が指摘されている点は、いずれも職業的考古学の隣接する部門であり、日本の状況にも通じる。

5. まとめ

英国を中心とする日欧の考古学者の比較から、おおよそ次の点が指摘できる。

1．日本の考古学者の絶対数は欧州諸国より多いが、人口比では欧州全体の平均よりやや低く、英国の約 7 割である。

2．日本は欧州に比べ、考古学者の平均年齢が高く、若年層が少ない。今後さらに高齢化する構造にある。

3．日本は欧州に比べ、考古学者の女性の割合が圧倒的に低く、今後、日欧の差はさらに広がると予測される。

2 と 3 は、英国の発掘現場、ユニットや博物館の視察、学会や研究会の体験・実感とも一致する。なかでも、ツルハシを平然と振るう女性考古学者が半数を超えている発掘現場の光景は、年配の作業員が主体の日本のそれとは対照的である。もちろん、欧州、英国と日本では歴史・文化、社会・産業の構造、労働環境が異なり、上記の指摘は考古学者だけに当てはまるものではない。ただ、男女が半々である状況と、一方の性が大多数である状況では、過去の物的証拠の記録はまだしも、過去の社会提示の多様性において、少なからずの違いが生じるであろうことは予測できる。

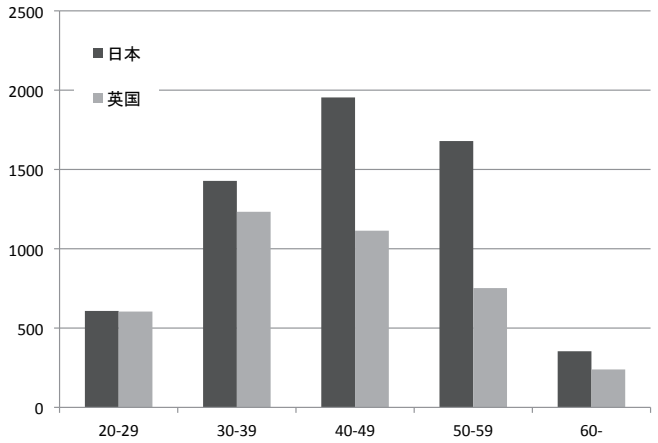

図 5-07　日英の考古学者の年齢層分布（日本は埋蔵文化財担当専門職員）

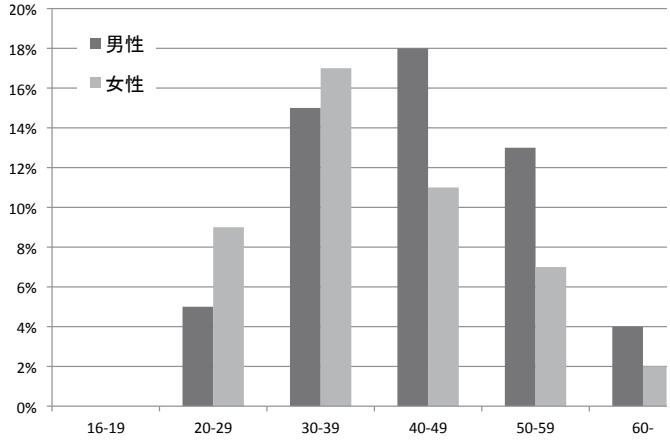

図 5-08　英国の考古学者の性別・年齢層分布

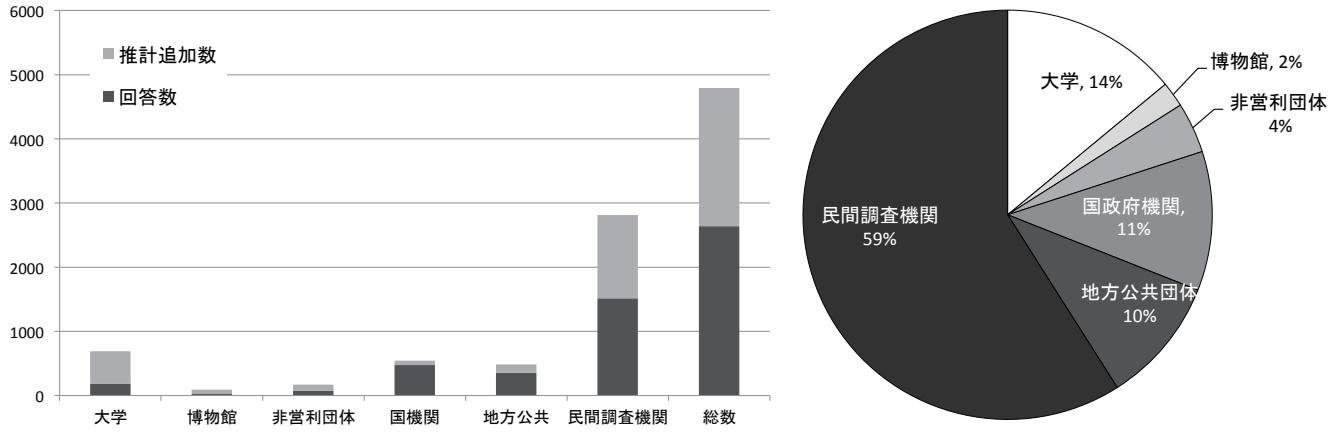

図 5-09　英国の労働タイプ別考古学者数とその割合

第 1 回 DISCO プロジェクトの評価書には、何が考古学の就職の支障になっているか、どんなトレーニングが必要か、という本来の目的のほかに、考古学者の可視化によって、ポストの必要性が明確になり、新たな採用の動きが生まれたことや、考古学を希望する学生にも考古学者の実態を知る機会となった点などが挙げられている（Edwards 2009）。

これまでプロジェクトを牽引してきたアイチソン氏はその意義を次のように述べる。「このような作業を行う理由は何だろうか？たんなる切手収集と同じく、外の世界には価値のない内省的な認識論に過ぎないのだろうか？だが、こうした態度をとることは、結局、考古学全体の価値を下げることになるだろう。人類の過去の物的証拠を同定し、解釈し、保護し、管理する専門家について良く知ることは、そのような専門家のサポート、育成の理解や、将来の考古遺産のより良き保護に通じるはずである。プロジェクトは単なる社会科学以上で、現在進行中のグローバルな経済・環境変化に際して、やせ細る文化・環境資源を記録、保護する考古学部門を確立し、強化する、人材・能力養成（capacity building）と言えるのである（Aitchison 2014）」。

DISCO プロジェクトの動きは、米国・南米にも広がり、今後、汎世界的な運動になるかも知れない。報告書には欧州の参照資料として、日本（2008 年、6,255 人）のほか、オーストラリア（2010 年、500 ～ 600 人）、米国（2010 年、11,350 人）が紹介されている。

考古学の専門知識、遺跡調査の技術、さらに考古遺産担当者にあっては、その現代的な価値の提示に長けた人材を継続的に社会に供給するシステムは現代社会に欠かせない。考古遺産マネジメント、大学の考古学教育、学校教育や生涯学習は相互に関連したパブリックな問題であり、考古学者、考古学の世界の可視化は、考古学と現代社会、パブリック・アーケオロジーの課題として、より取り組まれるべきであろう。

「欧州考古学者を発見する：英国 2012-14」

要　約

英国で働く考古学者の推定数　2012-13 年の調査では、英国の考古学者の推定数は 4,792 名であり、2007-8 年調査の 6,865 名から 30%減少した（2002-3 年の 5,712 名から 10 年で 16%減少）。さらに調査機関には 1,148 名のサポート・スタッフがおり、考古学で生計を立てているのは、総計 5,940 名と推定される。

年齢・性別・民族・障がい者・出身国　2012-13 年の調査では、英国の考古学者の平均年齢は 42 歳で、うち女性は 39 歳、男性は 44 歳であった。平均年齢は過去 5 年間で 4 歳増えている。英国全体の労働者の平均年齢は 40.5 歳である。性別では全体の 46%が女性、54%が男性であり、2007-8 年調査では、41%と 59%であった。英国の全職業では女性は 47%、男性は 53%となっている。民族的な多様性はあまりなく、99%が白人である。この点は 2002-3 年調査からほとんど変化がない。英国全体では人口の 13%が黒人あるいは少数民族である。障がい者の比率は極めて低く、健常者が 98%を占める。英国全体の障がいをもつ労働者の比率は 7%である。出身別では国内 93%、EU 加盟国 3%、非 EU 欧州国 1%、欧州以外４% である。2007-8 年調査では、EU 加盟国は 5%であり、欧州以外は 2% であった。全体の実数はかなり減少し、英国外も減っている。

考古部門の成長予測　この 5 年間、規模の縮小を経験したにも関わらず、多くの雇用主は、この一年間で考古部門は縮小よりは拡大し、さらに 3 年後の組織規模については、楽観的な見通しを持っている。ただし、回答は 2007-8 年調査時よりもずっと慎重な内容であった。

労働種別の推定数　総数 4,792 名のうち、2,684 名（56%）は遺跡の調査研究機関、1,198 名（25%）は歴史的環境部門、96 名（２%）は博物館やビジター・センター、815 名（17%）は教育や学術研究を提供する機関で働く。全体の割合では博物館、ビジター・センター部門がやや減少し、教育・学術研究が増加した以外は、2007-8 年調査から大きく変わっていない。また、545 名（11%）は国の機関、485 名（10%）は地方公共団体、690 名（14%）は大学、2,812 名（59%）は民間調査機関、260 名（6%）は、そのほかの機関（公共サービスや博物館）で働いていた。全般的な割合で言えば、2007-8 年調査からの 5 年間で、民間調査機関で働く考古学者が若干増加し、公共部門が減少した。

地理的偏差　考古学者の多くはロンドン、イングランド南東部で働いているが、これはほぼ英国の人口分布を反映している。この考古学者の分布は専門職調査（Profiling the Profession）を始めた 15 年前から大きく変わっていない。

職種の広がり　調査は考古学者・補助員 888 名の詳細なデータを収集したが、236 の異なる職名で 389 の作業を行っていた。3.8 人に 1 職名（post title）で、2007-8 年調査では 5.3 人に 1 職名であった。

平均給料　常勤の考古学者の平均年収は 27,814 ポンド（425 万円、2013 年の年間平均レートで計算）、中間値は 26,000 ポンド（397 万円）であった。民間調査機関（全体の 59%）の考古学者の平均給与は、24,757 ポンド（378 万円）。英国全体の常勤労働者の平均給与は、32,700 ポンド（499 万円）である、考古学者の平均給与は英国平均の 85%となるが、これは 2007-8 年調査も同様であった。2007-8 年から 2012-13 年の 5 年間、考古学者の平均給与は 19%上昇した。同じ時期、職業全体の平均では 20%上昇し、ほぼ同じ状況である。2012 年、46%の考古学者は、給与が減ったか、変化ないと報告している。

スタッフの資格　5 人に 1 人、20%（2007-8 年では 12%）が博士号あるいはポスドク資格、47%（同 40%）が修士号あるいはそれ以上、93%（同 90%）が学士以上を有していた。データを得た 30 歳未満の 95%は学士以上の学歴を有していた。

スキルの欠落あるいは不足　スキルの欠落（現役スタッフで必要であるが、欠けているスキル）、不足（雇用者が必要なスキルを持っている人材を見出せない）は、テクニカルなスキル、考古学的なスキルの両方、つまり専門職としての技術全般において認められた。この欠落、不足の度合いは、25%以上の回答者が問題とした場合に「かなりの（significant）」、50%以上の場合に「深刻な（serious）」と分類した。深刻なスキルの不足は発掘後の分析作業において、また、かなりのスキルの不足は、フィールドワーク（非破壊調査含む）、遺物、環境遺物の保存、情報テクノロジーの分野でみられた。かなりのスキルの欠落、発掘後の分析、フィールドワーク（非破壊調査含む）、情報テクノロジー、人的管理、プロジェクトのマネジメントにみられた。

研修、資格に対する雇用者の意識　2007-8 年調査に比べ、数値は減少しているものの、全般的に調査機関の雇用者は職員の研修に高い意識をもっている。90%（2007-8 年調査では 93%）の雇用者は個人に対して、研修が必要と考え、職員研修を提供している。46%（同 52%）は研修計画をもっている。45%（同 48%）は個人への研修の効果、26%（同 28%）は組織への効果を評価している。全体として、75%（同 76%）が組織のために研修が必要と考えている。

（Aitchison & Rocks-Macqueen 2014, 10-13）

参考文献

岡村勝行 2012「私たちはどこにいるか –現代考古学の国際比較から–」『考古学研究』第 58 巻第 3 号

坂井秀弥 2013「遺跡調査と保護の 60 年―変遷と特質―」『考古学研究』第 60 巻第 2 号

文化庁 2014『埋蔵文化財関係統計資料』

文化庁・埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2014 『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について–これからの埋蔵文化財行政に求められる体制ー（報告）』

松田陽・岡村勝行 2012『入門パブリック・アーケオロジー』同成社

Aitchison, K 2009. http://www.discovering-archaeologists.eu/DISCO_Transnational_Report.pdf. (2015 年 2 月現在)

2014. Discovering the Archaeologists of the World. *Archaeologies* Vol. 10 No.3, 207-210

Aitchison, K *et al*. 2014. Discovering the Archaeologists of Europe 2012-14: Transnational Report. http://www.discovering-archaeologists.eu/national_reports/2014/transnational_report.pdf.（2015 年 2 月現在）

Aitchison, K & Rocks-Macqueen, D 2014. Discovering the Archaeologists of the United Kingdom 2012-14. http://www.discovering-archaeologists.eu/national_reports/2014/UK%20DISCO%202014%20UK%20national%20report%20english.pdf. (2015 年 2 月現在)

Edwards, R. 2009, Discovering the Archaeologists of Europe; Transnational Report, Final Evaluation Report, http://www.discovering-archaeologists.eu/ (2015 年 2 月現在)

Lazar, Irena., Kompare, Tina., Londen, Heleen van & Schenkthe, Tine 2014. The Archaeologist of the Future is Likely to be a Woman: Age and Gender Patterns in European Archaeology, *Archaeologies* Vol.10 No.3, 257-80, Springer

5-3. イングランドにおける考古遺跡の保護

禰宜田 佳男・松田 陽

1. はじめに

本科研では、日英のパブリック・アーケオロジーのあり方についての比較検討を主眼において各種調査をおこなってきた。そのなかで、英国とくにイングランドにおける考古遺跡保護、いわゆる記録保存調査の発掘現場や、その制度についても調査をおこなった。イングランドの考古遺跡保護については、すでに紹介され、研究もおこなわれているが (サイモン 2001、稲田 2006)、本稿では、それらを踏まえ、聞き取りした内容をもとにイングランドの記録保存調査のあり方を整理した。さらには保存と活用など考古遺跡保護全般について概観し、日本の考古遺跡保護のあり方と比較しつつ、最後に日本の考古遺跡保護について展望する（松田 2015）。

本題に入る前に、イングランドの遺跡保護の前提をごく簡単にみておこう。

まずは、イングランドの地方自治体の構造についてであるが、地方分権がおこなわれているロンドンを除けば、上位の「カウンティ」、下位の「ディストリクト」という二層性をとるのが一般的である。6 つの大都市圏を含め一層性をとる自治体も 60 以上あり、実態は非常に複雑であるということを確認しておく。

また、イングランドでは、いわゆる埋蔵文化財保護行政は複数の法律を根拠にしておこなわれている。ここでそれらの詳細を述べるゆとりはないが、日本の埋蔵文化財保護行政と比較したときに注目すべき特徴が二つある。一つめは、出土した遺物がほとんどの場合にその土地の所有者のものとなることである。金あるいは銀を 10% 以上含み 300 年以上が経過した金属製品、金あるいは銀をわずかでも含み先史時代に作られた遺物、300 年以上が経過した 10 以上の貨幣群などの条件のいずれも満たさない出土物は、すべて発見時の土地の所有者のものとなる（逆にこれらの条件のいずれかを満たす出土物は国王ないしは女王の所有物となる）。

このこととも密接に関連するのが二つめの特徴で、指定史跡（scheduled monuments）以外の場所では、土地所有者の許可さえあれば誰でも遺跡を発掘してよいことになっている。現実には、緊急発掘の場合であれば民間調査会社や公益法人に属するプロの考古学者が発掘作業を行うのが常であるが、それ以外の場合は、いわゆる素人でも発掘を行える。例えば、自分の家の庭であれば、そこが遺跡であっても誰の許可もとらずに自由に発掘ができるし、他人が所有する畑であっても、その所有者からの許可さえあれば金属探知機を使って遺物を掘り出すことが許される。

これら二つの特徴が端的に物語るのは、イングランドにおいては埋蔵文化財に対する土地所有者の法的権利が強く、逆に国と地方公共団体の権限が弱いということである。これは、埋蔵文化財が「貴重な国民的財産」と国の法律で位置づけられ、出土後にはその所有権が原則として都道府県に移ることになる日本とは大きく異なる状況である。

なお、用語については、イングランドを軸にした内容であることから、「埋蔵文化財」ではなく「考古遺跡」と言う言葉を用いる。

2. 考古遺跡数の概要

イングランドには 60 万カ所の考古遺跡があり、2 万ヶ所あまりが史跡に指定されている (表 5-01、稲田 2006)。考古遺跡に対する史跡の占める割合は、3.3% である。イングランドの面積は約 13 万 km^2 あり、1 万 km^2 あたり 4.6 カ所の遺跡があることになる。イングランドの居住可能面積はわからないが、英国全体では約 85%(国土交通省作成資料)、その面積は 11.05km^2 になる。居住不可能な場所にも考古遺跡は存在する可能性はあるが、一つの目安として、また、開発に対応することの多い居住可能な場所における遺跡数は 1 万 km^2 あたり 5.4 カ所あることになる。

表 5-01　イングランドにおける主な保護対象「文化財」*

文化財の種類**	根拠となる法律	保護の提案を行う主体	保護の決定を行う主体	2010 年度における件数
指定史跡（scheduled monuments）	最初は Ancient Monuments Protection Act 1882。現行法は Ancient Monuments and Archaeological Areas Act 1979。	誰でも提案できる	国務大臣	19,717 件
指定建造物（listed buildings）	最初は Town and Country Planning Act 1947。現行法は The Planning (Listed Buildings & Conservation Areas) Act 1990。	誰でも提案できる	国務大臣	374,081 件（ただし単体の建造物とは限らない）
保存地区（conservation areas）	最初は The Civic Amenities Act 1967。現行法は The Planning (Listed Buildings & Conservation Areas) Act 1990。	主として地方自治体	主として地方自治体	9,080 件
登録歴史公園・庭園（registered historic parks and gardens）	National Heritage Act 1983（現行）	実質的にイングリッシュ・ヘリテージ	実質的にイングリッシュ・ヘリテージ	1,601 件
登録戦跡（registered historic battlefields）	National Heritage Act 1983（現行）	実質的にイングリッシュ・ヘリテージ	実質的にイングリッシュ・ヘリテージ	43 件
指定沈没船（designated wrecks）	The Protection of Wrecks Act 1973（現行）	実質的にイングリッシュ・ヘリテージ	国務大臣	46 件

* 一般的に日本語の「文化財」の対応語とされる「cultural properties」という言葉は、実際のイングランドの文化財保護制度においてはほとんど使われない。ほぼ同じ概念を指す言葉で頻繁に使われるものは、「heritage」や「heritage assets」である。しかし、ここでは日本語としてより自然な「文化財」という言葉を用いた。

** 一般的に日本語では、英語の「schedule」、「list」、「designate」を「指定」と訳し、「register」を「登録」と訳すが、イングランドの文化財保護制度におけるこれらの言葉の使われ方は、日本語の文化財保護制度における「指定」と「登録」の意味合いと必ずしも合致しない。例えば、「scheduled monuments」は、日本語では通例「指定史跡」や「指定記念物」のように訳されるが、誰しもが scheduling の提案を行えるという意味では、日本でいうところの登録制度に近い。また、「registered historic parks and gardens」は、慣例に従うと日本語では「登録歴史公園・庭園」と訳すことになるが、実際にはイングリッシュ・ヘリテージが register（登録簿）に載せる歴史公園・庭園を決定するのであって、その意味では日本の指定制度に近い。このような背景があるため、上の表で示した「指定」や「登録」という言葉は、必ずしも日本の「指定」と「登録」の行政的な意味合いと合致しないことに注意されたい。

日本では 46 万カ所の考古遺跡があり、そのうち、2015 年 3 月現在で 1,733 カ所が史跡に指定されている。考古遺跡に対する史跡の占める割合は、0.4% である。日本の国土の面積は、約 38 万 km^2 で、$1km^2$ あたり 1.2 カ所の遺跡があることになる。日本の場合、可能居住面積は約 27% しかなく、その面積は 10.26 万㎢となり、イングランドとあまり変わらない面積となる。居住可能な場所における遺跡の数は 1 万㎢あたり 4.5 カ所あることになる。ところで、日本における考古遺跡の認定方法は都道府県間で違いがある。例えば、古墳群の場合、古墳一つ一つを数え上げるところと、古墳群として一つを数えるところがある。考古遺跡数は厳密に統一されたものではなく、従前から各都道府県でとられてきた方法で集計したものであり、統一的にすることは現実的ではない。そういう実態がある上で、当然、二国間においても考古遺跡の認識の仕方に違いがあることは十分想定され、数での比較に意味があるのか、逆に先入観を与えてしまうのではないかという意見が出てくるかもしれない。このことは十分承知のうえで、両者の国土面積を踏まえると、単位面積あたりの遺跡数ではイングランドが圧倒的に多いが、居住可能な面積で比較すると、その差は縮まってくることになる。この大枠としての傾向は承知しておいてもいいのではないかと考えている。

3. 考古遺跡保護制度の概要

イングランドの考古遺跡保護は、複数の法律に依拠しているが、日本のような文化財保護法に相当する法律はなく、そのほとんどは地域開発の枠組みのなかでおこなわれている。

そのなかで、大きな転機となったのが、1990 年に出された PPG16 (Planning Policy Guide Note 16, Archaeology and Planning) と呼ばれる行政文書である。この文書によって、考古遺跡の保護に関する大幅な方針転換がおこなわれた（本報告所収アイチソン、ジャクソン両氏の講演録 25 ～ 44 頁参照）。具体的には、開発に先立つ記録保存調査がいわゆる原因者負担になった。これによって、それまで国が支出していた調査費は開発事業者が負担することとなった。さらに、発掘調査組織の選定にあたり競争入札制度を採用され、これを機に、発掘調査組織及び発掘調査員が増えていくこととなった。

この文書が発出されたことによって、考古遺跡はいわゆる環境アセスメントの一要素のようなかたちで位置付けられることとなった。開発事業者は、環境を損なうことからその破壊行為の代償として記録保存調査の実施や設計変更に対して費用を負担することになったのである。

その後 2010 年には、考古遺跡の保存を考慮しながらも地域開発をおこなう行政指針を示した PPG16 と、歴史的建造物の保存を考慮しながら地域開発をおこなう行政指針を示した行政文書 PPG15 とを統合発展させた PPS5(Planning Policy Statement 5) と呼ばれる指針が導入された。これは地域開発をおこなう際、考古遺跡、歴史的建造物、さらに国指定を受けた文化財、すなわち歴史公園及び庭園、沈没船、戦跡などを総合的に考慮した「文化遺産財（heritage assets）の保存を考慮するというものである。また、この指針ではヘリテージの評価について、地域コミュニティの存在を考慮に入れなければならないとして、開発事業者と自治体都市計画者、市民に調査を開放することを要請している。

2012 年には、PPS5 を含めた地域開発に関する既存の行政指針すべてを統合し、かつ大幅に単純化させた NPPF（National Planning Policy Framework）が導入され、PPG16 以来打ち出されてきた「持続可能な開発」という方針をさらに前面に打ち出した文化遺産財保護のあり方が示された。関係者によるとその要点は三つある。一つめは文化遺産財の保護における地方自治体の役割と責任を明確にしたこと、二つめは地域経済全体の持続可能な開発を念頭に置きながら文化遺産財の保護をおこなうこと（ただし、記録保存調査の経済性を優先する、ということではない）、三つめは記録保存調査の目的は記録を保存するだけに留まらず、失われる文化遺産財の意義について人々の理解を促進させること、の三つである。この NPPF は、現時点でも現実の行政に適用させていくにあたり模索中であるところもあり、今後の運用のあり方を見守りたい。

イングランドの場合、考古遺跡保護さらに文化遺産財保護は都市計画行政のなかに組み込まれている点に大きな特徴で、この文書が実際的な効力をもっている。PPG16 により、考古遺跡の記録保存調査が原因者負担という大枠が変わってはいないが、「持続可能な開発」という大枠のなかで、改変が加えられている。イングランドでは、「持続可能な開発」という枠組みのなかで文化遺産財が保護されていることから、一見、保護のレベルが下がるのではないかと推測してしまうが、実態はそうではない。とくに、NPPF の三つめで示した文化財遺産の意義を人々に示すという点は、日本では開発事業者に対して求めていない点であり、それに対して、開発事業者がどのような対応をしているのかは今後さらに調査を進めていきたい。

4. 考古遺跡保護の体制

(1) 国の体制

イングランドの文化遺産財の保護施策を具体的に進めているのは、文化・スポーツ・メディア省の外郭団体であるイングリッシュ・ヘリテージという組織である（2015 年 4 月 1 日より、大幅な組織改編を経てヒストリック・イングランドと、イングリッシュ・ヘリテージ、 2 つの組織にわけられた）。この組織は「歴史、環境に関する内閣のアドバイザー」という役割を果たしているものの、組織の性格上、中央と地方の行政機関への影響力は間接的である。

遺跡の保護に関しては、イングランド各州に対して、①行政的な事項に対する指導・助言、②調査への補助金交付、③調査研究に対する指導・助言、④専門職員への研修などの業務をおこなっている。身分は公務員ではないがそれに近い位置づけであり、2013-14 年度は約 2,000 人の職員がいる。

このほか、イングリッシュ・ヘリテージが保有する約 400 カ所の史跡の調査と保存・活用もおこなっている（図 5-10）。ここで指摘しておきたいのは、管理している史跡のミュージアムショップにおいて、史跡に関わるパンフレットや関係書籍はもちろんのこと、グッズが充実しているという点である。史跡をモチーフにした文房具、エコバッグ、アクセサリーなどのほか、ジャム、クッキー、さらにはウイスキーやワインなど史跡と直接に関わりのないグッズも販売されているのである（図 5-11）。経営状況についての調査はおこなっていないが、見学者にとっては「おみやげ」がたくさんあることは嬉しく、博物館の見学の大きな楽しみの一つとなっていることは間違いない。筆者も各ショップで、様々なものを購入した。

日本では、考古遺跡の保存に関わる組織としては、文化庁に考古遺跡全般の保護に関しては専門職員 5 人が配置され、装飾古墳の保護に関してはとくに遺跡と理化学的な知識が必要と言うことで、その両方の知識を有する専門職員が 2 名配置されている。このほか、考古遺物の保護に関しては専門職員 2 名が配置されている。

また、様々な考古遺跡を中心とした文化財の保存・活用に関する調査研究を進め、その成果を考古遺跡の保護に寄与させていく組織として、独立行政法人奈良文化財研究所がある。この組織には、考古学、歴史学、建築学、庭園・造園学、景観学に関する専門職員がおり、①平城宮や飛鳥・藤原宮に関する計画的な調査・研究、②記念物保護に関わる研究をおこない、

その成果を地方自治体が実施する調査への技術支援。③海外における遺跡保護に関する技術支援及び海外の調査機関と共同研究、④地方自治体の専門職員対称の研修、などをおこなっている。さらには、理化学的な知識・技術でもって考古遺跡の保存修復をはじめとする調査研究及を進め、その成果を考古遺跡の保護に寄与させていく組織として独立行政法人東京国立文化財研究所がある。この組織には美術史学、建築史学、保存科学などを専攻した専門職員がいて、①絵画・彫刻等に関する基礎的調査研究、②無形文化財の保存伝承に係る調査研究、③文化遺産の保全に寄与する保存環境の構築、④修復技術のナショナルセンターとしての調査研究及び保存修復に関する国際協力、などをおこなっている。

遺跡保護に関する国の組織として、イングランドではイングリッシュ・ヘリテージが行政的、技術的支援をおこなうのに対し、日本ではその業務を文化庁と奈良文化財研究所と東京文化財研究所で分担していることになる。それに関わる職員数は、イングランドの方が圧倒的に多い。

(2) 地方の体制

イングランドでは、開発に伴う地方自治体の遺跡保護の主体はカウンティにある考古学事務所が担当している（図5-12）。考古学事務所には、遺跡保護と開発事業との調整にあたるキュレーターと呼ばれる担当者がいる。

日本では、周知のとおり、1960 年代後半以降、記録保存調査の増加が直接的な要因であったが、まず都道府県に、続いて市町村に専門職員が配置されるようになった。地方自治体に専門職員が多数配置されている点が、日本の遺跡保護体制の大きな特徴である。具体的な人数については、文化庁が 1970 年以降、地方自治体及び公益法人調査組織の専門職員の数を把握しており、2000 年に 7,011 人とピークを迎え、その後は減少傾向にあり、ここ数年は多少の増減はあるものの、6,000 人前後のところで推移している。この数字前後で下げ止まって欲しいところであるが、2011 年の調査で 50 歳代が 33% を占めている (文化庁 2014)。これらの職員が定年を迎えると、2,000 人弱が退職することになる。この世代が退職する 2021 年度末までにどの程度の専門職員が補充されるかが、現在の体制を次世代につなげていくうえで重要であり、ここ数年の動向には目が離せない。

地方自治体に行政判断ができる専門職員を多数配置していることが、日本の考古遺跡保護体制の大きな特徴であり、イングランドとの違いである。

図 5-10　ハドリアヌスの城壁

図 5-11　イングリッシュ・ヘリテージが管理するショップ

図 5-12　ノーフォーク州の考古学事務所

図 5-13　ロンドン市内の開発状況

5. 記録保存調査の実施について

(1) 記録保存調査に関わる職員

前節でも少し触れたが、イングランドにおいては、「キュレーター」という地方公共団体の職員がいて、この職員が、開発事業計画に対して行政判断を下すことになる。一方、開発事業者にさまざまなアドバイスをする職員がいて、これは「コンサルタント」と呼ばれている。以前は、自然環境の分野などの専門家であったが、最近では考古学もこのコンサルタントが必要になってきている。そして、記録保存調査は民間の発掘調査組織が実施しており、それを「発掘調査ユニット」と呼んでいる。開発事業者は、発掘調査ユニットに発掘調査経費を支払うとともに、コンサルタントにも代金を支払い様々な相談をする。コンサルタントは、発掘調査ユニットが実施する調査の監理もおこなっている。ちなみに、キュレーターとコンサルタントとは適切な発掘調査がおこなわれるよう情報共有を図り、発掘調査現場を一緒に視察することもある。

(2) 記録保存調査実施に至る流れ

開発事業が計画された場合の考古遺跡保護の流れについては、すでに稲田孝司氏が詳細に整理している（稲田 2006）。それを踏まえて再度整理し、それに対するコメントは以下のとおりである。

開発事業者は、開発申請をカウンティの下位の地方自治体であるディストリクトに提出する。ディストリクト都市計画担当者は、その書類をカウンティの担当者に提出し、カウンティのキュレーターは開発地に遺跡がある場合は、意見を付してディストリクトに返す。ディストリクトは、カウンティの意見を踏まえ都市計画委員会において開発申請への対応を検討する。申請が上がってきた時点で、取り扱いについて判断がつかない場合は試掘調査を実施し、できるだけ遺跡を避けるなどの計画変更を求める。

試掘調査は行政が実施するとは限らず、ロンドンでは、MOLA（Museum of London Archaeology）という発掘調査ユニット自らが実施している。そして、調査が必要な場合、その実施を前提に開発を許可することになり、その記録保存調査経費は原因者負担となる。ただし、都市計画委員会の判断に不満がある場合、国の都市計画監査機関に申し立てができ、カウンティの考古学事務所も発掘調査の必要性を申し立てることができるという。

開発事業者が記録保存調査を認めた場合、カウンティの考古学事務所が計画指示書を作成する。それに基づき、事業者は発掘調査を競争入札にかける。それに対して、いくつかの発掘調査ユニットが仕様書を作り入札に参加し、カウンティの考古学事務所は仕様書の内容をチェックしたうえで、事業者は発掘調査ユニットを選ぶことになる。その際、重要になるのが仕様書であり、いわゆる価格に特化した競争入札ではなく企画競争入札でもって決められている点が特徴である。

日本では公共事業に関しては、地方自治体が積算した金額に基づき、記録保存調査がおこなわれ、民間開発事業の場合は、開発事業の事情でさまざまなケースがある。いずれの場合も、地方自治体、及びそれが設立した発掘調査組織が主体となって調査を実施するのが一般的である。ただし、首都圏など一部の地域において民間調査組織が記録保存調査を受託することがある。その場合の契約方法は多様だが、指名競争入札で決めることが多く、随意契約による場合が続く。企画競争入札が考古遺跡保護の観点からは望ましいと考えられるが、それを実施しているところはほとんどないのが実態である（文化庁 2014）。

イングランドにおける入札制度は、適切な記録保存調査の実施という点で有効である。注目すべきは、開発事業計画の申請に対して、行政指導による条件が満たされない場合は開発許可がおりないシステムになっており、そのなかに記録保存調査の仕様書に対する指導も含まれていることである。行政指導といっても強制力をもっている点が重要である。どのような記録保存調査を実施するのか、発掘調査経費にとどまらず発掘調査報告書の刊行さらには普及事業についても、求められれば、開発事業者はそれらの費用も負担しなければならない。

日本も記録保存調査の実施は行政指導の範疇であるが、その強制力という点では大きな違いがあることを確認しておきたい。

(3) 発掘調査ユニット

イングランドに 100 程度の発掘調査組織がある。これらは日本では民間調査組織と言うことになるが、従来から言われているように日本のそれとは性質が異なっている (稲田 2006)。これらは、大学と関わっているユニット (ケンブリッジ大学等)、博物館と関係があるユニット (ロンドン博物館と関わりが深い MOLA 等)、非営利団体 (オックスフォード考古学ユニット等) 、民間会社などに大別される。

ここでは、先にあげた組織のなかの一つ MOLA を紹介しておこう。この組織はロンドン博物館の一部門であったのが、2011 年に独立し、ロンドン市内の記録保存調査のほとんどを担うこととなった。詳しくは、4 章のジャクソン氏の講演録に詳しいが、本研究でも発掘調査現場を視察し、事務所でヒアリングをさせていただいた。

MOLA の事業の中心は記録保存調査事業である。ここ数年、ロンドンでは建設ラッシュで（図 5-13）、古い建物の間に、近代的な高層ビルを建設する光景が至るところで目に飛び込んでくる。当然、建設前には発掘調査が必要となる。MOLA では、近年、300 名まで考古学関係の職員の雇用が増加しており、職員が不足している状況だが、雇用は 3 ヶ月と言った短

期の雇用から始まり、長期雇用への道があるという。

MOLA の業務はそれだけではなく、事業は多岐に及ぶ。GIS による測量とそのデータ管理、出土した人骨に関しても最新の技術による分析などをおこなうとともに、普及事業についても、開発事業者に費用を負担してもらったうえで実施している。

そして、発掘調査ユニットでありながら、考古遺跡の利活用という意味で興味深い事業もおこなっている。MOLA では、考古遺跡の活用というパブリック・アーケオロジーの次元を越えた「プレイス・メイキング（Place Making）」という視点から、「考古学は、企業にとって、こんなメリットとなることを提供できる」という提案をおこなっているのである。そうした活動を可能にしているのは、開発事業者が大企業などの場合、企業イメージが重要で、社会にアピールできる社会貢献には関心がある、という潜在的な要望があるからである。MOLA のクライアントの１つである日本系企業の三井不動産には、新しい建物を建設する際に、ロンドンの歴史的価値を付加価値になるような取り組みをしてはどうかと提案したことがあるという。そこには「古いものと新しいものとを対比的に開発する」という理念がある。竣工時には、実際にその場所から出土した遺物を使ってデザインした記念品を作成し、関係者に配布するなど、その「場所」の歴史性を強調した取り組みがおこなわれている。パブリック・アーケオロジーという視点では、開発事業に余計なことをお願いするというネガティブな位置づけとなり、クライアントにとっては開発事業に余計な経費がかかるという意識になるのに対して、プレイス・メイキングという視点であれば、開発事業にとってもポジティブな立場となり、考古学的な成果を活かし歴史性が加わった質の高い建物を作ることによって、ほかの建物との差別化を図りたいという意識が出てくるという。

こうした提案を可能にしているのは、イングランドの考古遺跡保護のシステム、すなわち NPPF という指針があること、ロンドンという土地柄、特定の大企業のニーズという要素がうまく噛み合ったからとみられるが、興味深い事例である。

このようにみてくると、MOLA のような発掘調査ユニットは、日本で言えば、民間発掘調査組織と言うよりも公益財団法人と同じ役割を果たしている、ということができる。

日本の場合、発掘調査成果の公開・活用は基本的に地方自治体の業務となっており、現地説明会の実施が開発事業者の協力で実施されるギリギリのところであり、その予算も地方自治体、すなわち国民の税金である。両者における、原因者負担の範囲が異なっているということも指摘できる。

(4) 発掘調査報告書

発掘調査が終了したら発掘調査報告書を刊行する。しかし、イングランドにおいて発掘調査報告書はすべての調査については印刷物として公刊されているわけではない。すべての調査に対して、アーカイブ・レポートという、文章と図面の、写真をファイリングした数十ページ程度の簡単なものがカウンティに提出される（図 5-14）。

その成果を広く周知するためには調査成果を学術誌に掲載することも一般的である。そして、その中で特に学術的に重要だと判断された一部の発掘調査については、発掘調査報告書を出版する（図 5-15）。その場合、開発事業者との調整が非常に難しいことは言うまでもない。

日本の場合、調査面積や調査成果に関わらず、例外なく発掘調査報告書 (1) を刊行してきている。これは、国民の共有財産である埋蔵文化財 (＝遺跡) を保護するという行政措置として位置付けられているからである。

両者でこのような違いがおこるのは、考古学と記録保存調査の関係が異なっているからだと考えられる。すなわち、日本ですべての発掘調査に対して印刷物として報告書を刊行するのは、発掘調査が行政措置として位置づけられており、考古学的な観点が入る余地がない。イングランドでは、考古学的な成果が少ないと判断される場合に記録保存調査を実施しないこ

図 5-14　アーカイブレポート

図 5-15　発掘調査報告書

とがあり、調査を実施しても報告書を刊行するかどうかは、その成果が考古学的に重要かどうかというところが判断材料となっている。イングランドでは、記録保存調査の実施に係る判断において、考古学的要素が非常に強いということが指摘できよう。

開発事業者の立場に立てば、考古学的な重要性で発掘調査の整理費用や報告書の印刷費用を負担することは、「なぜ考古学研究のために負担しなければならないのか」という意識になるであろう。イングランドにおいて、ある意味「不公平」というか、格差がでてきても基本的に開発事業者が受忍するのは、行政指導に強制力があるからであり、日本では、成り立たないシステムとみなされる。

(5) 資格

イングランドでは、指定史跡と水中遺跡以外の遺跡については、誰でも発掘調査を実施できる。ただし、PPG16 以降、安い費用で質の低い記録保存調査が実施される危険性が増したこと、また大学で考古学の学位を取得して発掘調査ユニットに入ったとしても、経験がないために発掘調査ができないという問題を解消すべく、IfA(Institute for Field Archaeologists, 野外考古学者協会) が、自発的に資格制度を立ち上げた。これは国家資格ではなく民間資格で、発掘調査に関わる職員は 6,000 ～ 7,000 人いるなかで、協会の会員（有資格者）は 3,100 人程度のことである。

日本の場合、すでに大学生及び大学院生を対象とした資格、民間調査組織の調査員を対象とした資格が立ち上がっている。そうした現状のなか、文化庁は 2009 年に『埋蔵文化財保護行政における資格のあり方について（中間まとめ)』を刊行し、新たな資格創設の必要性を謳った。中間まとめを刊行して 6 年が経過し、社会情勢も変わってきている。規制緩和の流れの中で、どのような制度設計のもとに、資格創設を実現させていくのか、実効性をもたせるためにはどのようなあり方が考えられるのか、大きな課題である。

(6) 考古遺跡の保存と活用

すでにふれたように、イングランドでは、NPPF が提示されて以降、開発事業者に公開普及に関する費用負担も求めている。ロンドンの工事現場の周囲を取り囲む塀には、発掘調査で出てきた成果が美しく掲示されている場面によく出くわす。こうしたことも、NPPF の影響によるものであろう（図 5-16）。日本でも同様の取り組みをしているところはあるが、まだ一般的ではない。民間開発事業でこうしたことを実施するのは一部の例外を除き非常に困難なのではないだろうか（図 5-17）。

また、MOLA においては、第 4 章のジャクソン氏の講演録にも紹介されているが、テムズ川のコミュニティー・アーケオロジーのプロジェクトという企画も興味深い。トレーニングを受けたボランテイア考古学者と一般市民がテムズ河畔で遺物を採集して、川の水位の変化による考古学的な痕跡の浸食や遺物の散乱を防いだり、日々変化する状況を定点観測により記録に留めたり、といった活動をしている。これは、民間による考古遺跡の保存に関わる事業と位置づけられる（図 5-18）。

日本の場合、考古遺跡の保存については地方自治体の責任でおこなわれることが通常である。このプロジェクトのように、地方自治体が関わらない企画はあまり知らない。もちろん、こうした市民参加のプロジェクトがイングランドの通常のあり方ではないだろう。

イングランドでは、市民に開かれた考古遺跡ということが指摘できる。日本では、考古遺跡の保存・活用というのは地方自治体の責任である。国民や市民は、調査や整備の結果を享受するという役割となっている。しかし、イングランドでは市民が主体となって、そうした活動に参加できるという点が大きな違いとして指摘できる。

それから、構造物の復元のことについても触れておきたい。イングランドはじめヨーロッパでは、遺構は石や煉瓦などでつくられることが多い。その場合、遺構は基本的に現地でその石や煉瓦そのものを見せることが原則である。そして、その

図 5-16　工事用フェンスに発掘調査成果（ロンドン・バックラーズベリー）

図 5-17　工事用フェンスで文化財を紹介する 日本の事例（岐阜県大垣市）

すぐ横に、部分的に復元をおこなって当時の姿を見せるようにしていることが多い（図 5-19）。数時期にわたる遺構の場合は、考えられる変遷がわかるようにしている（図 5-20）。日本のように、現地に盛り土をおこない、その直上に遺構を復元するというあり方とはまったく考え方が違うことになる。このことは、世界文化遺産の登録審査までにおいて日本の考古遺跡の復元が欧米諸国に理解してもらえるかどうかということと関わってくる問題である。

6. 考古遺跡の史跡指定

イングランドの史跡は、先にも述べたが全部で２万ヶ所あまりある。それらの多くは小規模なもので、大規模なものについてはイングリッシュ・ヘリテージが管理をおこなっていることが多い。

史跡指定されるのは、史跡指定案件を国務大臣に申請し、了承された場合である。最初の申請自体はイングリッシュ・ヘリテージに限らずできることになっている。行政手続きの中でおこなわれることから、極端な場合、大臣が指定を拒否すれば史跡にならないことになる。

日本の場合の史跡指定に至る過程は、いまさら言うまでもないが、地元の地方自治体が遺跡の価値・内容を明らかにし、その価値と内容を反映した指定範囲ついて、史跡指定について意見を具申する。それを受けて、文部科学大臣は、文化財分科会に史跡指定の是非について諮問する。現在では文献史学と考古学の専門家で構成される専門調査会で、その価値・内容、範囲が適当かどうかについて議論される。それが適当であると判断された場合、その旨が文化財分科会に報告され、そこで、再度議論の内容を確認して、文部科学大臣に史跡指定が適当である旨の答申をおこなう。事務手続きが終わり、官報に告示された時点で、正式に史跡となる。

イングランドの場合、史跡の数は日本に比べて圧倒的に多いが、それぞれの史跡の規模にはかなりの差がある。開発計画を変更して現状保存した小規模な考古遺跡も史跡になっている。史跡指定にあたっては行政的な判断が中心で、指定する過程において、学識経験者が指定となる遺跡の価値を判断するような場がないことが特徴である。

ここでは、史跡に指定されている二つの事例を紹介しておこう。

ひとつは、著名なストーンヘンジである。ストーンヘンジは、ストーンサークルの部分だけでなく、その周辺も史跡に指

図 5-18　テムズ川発見プログラム（Thames Discovery Programme）

図 5-19　ハドリアヌスの城壁の城壁復元

図 5-20　ハドリアヌスの城壁における建物変遷の復元

図 5-21　ストーンヘンジの河畔学術調査（Stonehenge Riverside Project）

定されている。この指定地において数年前にストーンヘンジ・リバーサイド・プロジェクトがあり、英国のいくつかの大学が発掘調査をおこなっていた（図 5-21）。発掘調査は地権者の同意が得られたならば可能である。土地を公有化していないので、ある意味当然のこととも言えるが、日本では発掘調査をするとしても、このように重要な史跡の場合は行政が関わるであろうし、純粋な学問的な関心だけで発掘調査を実施することは難しく、史跡指定地における考え方も異なっていることを目の当たりにした。

このストーンヘンジであるが、以前はストーンサークル部分のすぐ脇に道路が通っていたが（図 5-22）、その道路を迂回させるとともに、2013 年 12 月には新たなビジターセンターが開館した。これまでは、1960 年代に建てられた小さなショップと座席のない売店がある程度で、雨が降った場合は雨よけのために逃げ込めるような空間もなく、遺跡がどのような性格のものであったのかの説明も少なかった。新たなビジターセンターは、博物館機能、レストランやショップの機能も充実し、世界文化遺産の公開・普及のためにガイダンス施設という役割を兼ね備え、年間数百万の人々を受け入れるに十分な施設となっている（図 5-23・24）。

もうひとつ、ロンドン市内の史跡についてである。ビリングスゲイト・ローマン・バス・ハウス遺跡（付録 01-08）はテムズ川沿いのローマ時代の風呂とその付属施設及び建物の跡で、1882 年（ヴィクトリア王朝期）に史跡に指定され、保存処理を施されたあと、遺構が保存された上に建物が建てられた。1960 年代に、建物の建て替えに伴い遺構を再び検出し再度保存処理を施して、現在では特別な日に一般公開されている。正確な面積は分からないが（おそらく 1,000m^2 前後か？）、小さな史跡である（図 5-25）。

２万ヶ所の史跡と言っても、大小さまざまである。また、日本であったら、単独での史跡は難しいと思われるものも史跡になっている。イングランドと日本では、史跡になる考古遺跡の性格、そのための手続きも異なっている。イングランドでの史跡について、年間の指定件数や、大臣による拒否案件の実態などは、今後の課題である。

7. 博物館での活動

考古遺跡に関わることではないが博物館を訪れたときに考えたことについても紹介しておこう。イングランドの博物館の

図 5-22　封鎖された国道 A344（2013 年 6 月まで）

図 5-23　新しいビジターセンター（2013 年 12 月から）

図 5-24　大きくなったショップ

図 5-25　地下に保存された遺構

展示を見ていて気づくことは、展示解説が非常に丁寧であるという点である。どちらかといえば、かなり小さな文字で解説をしている。それを、入館者は熱心に読んでいる。

展示手法で興味深いのは、日常生活を復元する際には、過去に想定される姿に復元している点である。たとえば、食物を保存しておれば、当然ネズミなどの被害はあったであろうし、動物を飼育しておれば糞を出す。そうしたことについても、復元している。見学者にしてみれば、思わず笑ってしまうような配慮がおこなわれているのである。また、音や場合によっては臭いについても復元して、臨場感を醸し出そうとしている。こうしたことを通して、見学者が過去に身を置いた環境にする配慮がなされている。

日本でも、音については野鳥のさえずりなどを復元しているところはいくつかあるが、臭いまで復元しているところは少ないように思う。復元するにあたり、どこまで踏み込むかと言うところなのであろう。

興味深いのは、過去のことを解説しているのであるが、現代とのつながりを意識している事例があることである。たとえば、展示パネルの最後には、「皆さんはどう考えますか？」という問いかけで終わっている場合がある。 この点は、博物館職員に尋ねることはできていないので今後の課題とするが、筆者が見学して気になった点である。

特別展示ではシャーロック・ホームズなど、わざと多くの人々が関心をもつテーマにして、普段は博物館に来ない客層を取り込もうとすることもあるという。日本でも、かつて京都国立博物館が「スターウォーズ展」を開催し、開館以来最高の入館者であったことと通じるものである。こうした取り組みをしても、一過性、単発的な現象であって、リピーターに繋がっているとは考えにくいように思われる。

また、ロンドン博物館では、展示ギャラリーで晩餐会やパーティーを開くことがあり、クリスマスなどパーティーシーズンは毎晩満杯になるほどの人気で、その収入も少なくはないという。私が見学したときには、ウエデイング・パーティの日で、関係者が準備に忙殺されていた。日本でもミュージアム・コンサートなど、博物館の設立趣旨と直接に関わらない事業はおこなわれてはいるが、パーティー会場に解放しているような事例は管見の限りない。もちろん、それができるのは、ロンドンのような大都市だからと言うことも少なからぬ要因であろう。また、日本では、博物館が来館者にとってそういう場になるという認識もなく、また博物館側は館内での飲酒に対する考え方の違いも影響しているように思われる。

8. 日本とイングランドの記録保存調査の比較を通して

(1) 日本の考古遺跡の保護体制

日本では、考古遺跡の保存と活用に係る専門職員が少なくなったとはいえ、いまも 6,000 人も在職している。そして、その多くは公務員として採用されていることが特徴である。発掘調査事業が減少すると、他の部署に異動する場合もあるが、各地方自治体においては潜在的な職員として確保されている。

イングランドのように、発掘調査ユニットにおいて雇用される場合は、事業量の増減に敏感に対応せざるを得ず、一定の地域において、発掘調査から保存、活用までを一貫して携わるとはかぎらないことになる。また、一つの組織に採用された場合、終身雇用制が普通である日本とは雇用形態が違うという、社会そのものの構造的な違いも考慮する必要があるのかも知れない。

いずれにしても、公務員身分の専門職員が、各地域において考古遺跡の保護を継続的におこなっていることが、日本の特徴であることを改めて確認したい。

記録保存調査の実施については、両者ともに行政指導の範疇ではあるが、その強制力と言う点ではイングランドの方が格段に強いことはすでに述べてきたところである。

しかも、記録保存調査の責任も、イングランドは開発事業者にある。日本の場合も法的には開発事業者であるが、実態として、また文化財保護法の理念からすると、むしろ地方自治体にあるという点も違いである。

こうした制度の違いは、土地に対する権利関係の考え方など考古遺跡を取り巻く環境の中から生み出されたものと思われる。出土した遺物の取り扱いや、発掘調査の実施についての考え方などはまさにそうしたものからの影響と言えよう。

(2) 考古学と発掘調査の立ち位置の違い

明治期に考古学がもたらされ、文化財保護法が施行されてから、記録保存調査は大学等が休暇を利用して実施してきた。しかし、それでは対応できないような開発の波が押し寄せてきたため、1960 年代に文化財保護委員会と日本道路公団等の大規模開発事業者とが覚書をむすび、行政に発掘調査体制が整備されることなった。こうして、日本では、記録保存調査は行政が行政措置としておこなうようになった。その際には、考古学と記録保存調査の実施は「一定の距離」を置き、記録保存調査は、埋蔵文化財と言う国民共有の財産を保護すると言う行政措置としておこなわれるものであると説明をすることで開発事業者に理解を求めてきた。だからこそ、1995 年に勃発した阪神淡路大震災でも、そして 2011 年に起った未曾有の自然災害である東日本大震災でも、記録保存調査が実施できるよう理解が得られたと考える。この間、私は発掘調査の経験が少ない地方自治体の首長と文化庁幹部が面会する場に同席した。日本では記録保存調査は考古学のためではなく行政措置

として広く実施されているという趣旨を文化庁幹部が話すと、完全に納得されたかどうかは置くとして、一定の理解は得られたことを実感した (禰冝田 2013)。

もちろん、発掘調査は考古学の最新の研究成果を踏まえる必要があり、その成果は考古学研究に寄与するものである必要があることは言うまでもない。

片や、イングランドでは記録保存調査の実施に当たっては、考古学が前面に出てきていることはすでに指摘した。記録保存調査において考古学的な成果というものが判断材料のなかに少なからずある。ちなみに、フランスでは小規模な開発事業に対しては記録保存調査を実施しないことになっているという (稲田 2013)。こうしてみると、少なくとも、イングランドやフランスなどでは考古学的な成果の大小に基づき、開発事業者に対しての負担の大きさにも反映されていることになる。おそらく、そういう形は日本においては開発事業者の理解は得られないであろう。イングランドやフランスに見られる手法が可能になるのは、何よりも、それをおこなわなければ開発ができないという現実があることが大きな要因と考えられる。しかし、そのほかにも考古学に対しての認識や社会的評価が、日本とは違っていることも背景としてあるのではないかとかとも推測している。

9. おわりに

イングランドと日本における考古遺跡保護は、その理念の部分はもちろん、実施体制など、多くの点で異なっている。これは、両者の土地の権利に対する考え方の違いなど社会的環境、開発事業の位置づけ、さらには考古遺跡保存の歴史などが絡まった結果と思われる。そんななか、本稿では取り上げなかったが、共通の環境としては地方分権のなかでの保護という点であり、中央集権の国との違いを両者で確認することは必要なことであろう。

イングランドとの関わりでいえば、民間調査組織の利用については、実現ができるかどうかという課題はあるにしても、参考になる事柄は多い。考古遺跡の活用についてもしかりである。また、これが日本とイングランドに限ったことではないが、考古遺跡の保護に関わる職員の雇用、発掘調査の質の維持という点は共通の問題として参考になることはあるだろう。

現在、日本における考古遺跡（埋蔵文化財）保護体制は、現在の体制を次の世代に継承されるような措置をとることが喫緊の課題となっている。もちろん、これからは人口減少の時代であり、行政自らがおこなうことにも変化が認められることも考えられる。いずれにしても、地方行政のなかに、埋蔵文化財行政を適正に位置付けられることが求められる。

今後、日本において「持続的な考古遺跡保護体制」を可能にするよう、さらなる考え方の整理が必要であろう。そのためにも、「考古遺跡保護とは」、というそもそも論に立ち返って考えることも必要であろう。

そうしたことを考える際には、日本のことを客観化させるという意味で、世界の考古遺跡保護の理念や考え方、そして体制を知ることは重要だと考える。今後は、地方分権の進んだイングランドだけでなく、中央集権体制をとるフランスなど、世界各国の考古遺跡保護体制を比較検討することは必要なことだと考える。機会があれば、こうした比較研究を継続して行きたいと考えている [(2)]。

注釈

(1) 概要報告書で終わるところもあるが、その内容は報告書と変わらない内容の場合もあり、「報告書」と「概要報告書」との区別は単純ではない。

(2) 本報告は、3. 考古遺跡保護制度の概要と表 5 -01 は松田が中心に、それ以外は禰冝田が中心となって執筆し、最後に禰冝田が表現等を統一した。本稿は聞き取り調査を中心にまとめたもので、英語文献等は使用していない。調査時の聞き取りの誤謬が気になるとことであり、その点については今後の継続調査が可能であるとすると、その中で逐次更新していきたい。

参考文献

稲田孝司 2001「遺跡保護と行政改革―日本・イギリス・フランスの現状分析」『考古学研究』第 53 巻第 3 号　考古学研究会（稲田孝司 2013『日本とフランスの遺跡保護』岩波書店に再収録）

2006「遺跡の保護と行政改革」『考古学研究』第 53 巻第 2 号

2013『日本とフランスの遺跡保護――考古学と法・行政・市民運動』岩波書店

サイモン・ケイナー 2001「イギリス（前編）・（後編）」『文化遺産の世界』2・3　国際航業株式会社

国土交通省作成「国土の脆弱性」（参考資料 2 ）

禰冝田佳男 2013「なぜ発掘をするのか」『考古学研究 60 の論点』考古学研究会

文化庁・埋蔵文化財発掘調査等の整備充実に関する調査研究委員会 2014『適正な埋蔵文化財保護体制等の構築についてーこれからの埋蔵文化財行政に求められる体制―（報告）』

松田陽 2015「パブリックアーケオロジーの観点からの遺跡活用」発表予稿（日本考古学協会第 81 回（2015 年度）総会セッション「埋蔵保護体制の 10 年と今後を考える」

5-4. イングランドにおける水中文化遺産の保護

中西 裕見子

1. はじめに　～調査の動機～

2013 年 5 月 31 日、イングランド南西部の港町ポーツマスにオープンしたヘンリー八世の旗艦、メアリー・ローズ号の博物館は数多くの新聞やテレビでもトップニュースとして取り上げられた [(1)]。1545 年に沈没したこの船の調査が開始してからほぼ 50 年、船体が引き揚げられてからおよそ 30 年の時を経て、ついに遺物と船体とが一体となる恒久的な展示施設としてオープンした。このイングランドでも有数の水中文化遺産、メアリー・ローズ号博物館を本調査でも訪れたことをきっかけに、メアリー・ローズ号をはじめとするイングランドの水中文化遺産保護 [(2)] の現状の一端を調査したので、ここにその成果を報告したい。なお、文章中の太字の語については、本報告末尾の用語集に解説があるのでご参照いただきたい。

もちろんイングランドと日本ではさまざまな事情も異なり、すべてが参考になるわけでもないし、日本と比べてイングランドはすばらしいと言いたい訳でもない。このような手法や選択肢もあり得ることを情報共有したいと考えたことが本報告の動機である。「沈没船」の調査や展示、沈没船に限らずとも「水中考古学」などと聞いて、心躍る人は少なくないと思う。その高揚した気分で、夢を広げつつ読んでいただきたい。日本との比較というのではなく、イングランドの文化遺産をとりまく状況のなかで、むしろ陸上の場合との対比を念頭にこの報告を書いた。

2013・2014 年の 2 度の渡英調査で、報告者らが訪れた水中文化遺産に関連する施設は主に 4 ヶ所、①イングリッシュ・ヘリテージ（English Heritage、以下、「EH」という。）、②メアリー・ローズ号博物館、③ナウティカル・アーケオロジー・ソサエティー（Nautical Archaeology Society、以下、「NAS」という。）、④ウェセックス・アーケオロジー（Wessex Archaeology、以下、「WA」という。）である。各々性質の異なる組織であり、棲み分けもできている一方で、補完的に協力し合うこともある。本報告では、テーマごとに順次関係する組織で調査した事項を報告する。水中文化遺産にかかる本研究のプロジェクトは、直接的に、新たな研究成果を生むという形でないが、ここで課題と展望を提示して次へと繋げるところまでであることはご容赦願いたい。

2. 誰が水中文化遺産を保護するのか？

英国は、別稿でも触れているとおり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの 4 ヶ国からなり、文化財・文化遺産に関わる制度や所管する政府組織もその行政単位ごとに異なる。水中文化遺産もその例にもれない。イングランドでは文化・メディア・スポーツ省（Department of Culture, Media and Sports、以下、「DCMS」という。）の外郭団体である EH[(3)] がそれにあたる。水中文化遺産についても、陸上の場合と同様に、EH は**キュレーター**としての役割を担う。EH では、法令等で定められた業務とそうでない業務とをあわせて、水中文化遺産に関する業務に常勤職員 5.5 人相当の人員が当てられている。一つの部門として存在するのではなく、各々が文化遺産保護部門（Heritage Protection Department）や指定部門（Designation Department）などに所属する。概算ではあるが、4 ヶ国の政府所管組織内での水中文化遺産保護に充てられている人員は表 5-02[(4)] の通りである。

また、法的に指導権限を持った文化遺産サイドだけではなく、環境・食物・農業省（Department of the Environment, Food and Rural Affairs）、交通省（Department of Transport）や外務・連邦省（Foreign and Commonwealth Office）なども水中文化遺産保護には関わっている。海洋開発の**レギュレター**である**マリン・マネジメント・オーガニゼーション**（Marine Management Organisation、以下、「MMO」という。）や英国において 12 国際海里内の海域の大半の土地を所

有する**ザ・クラウン・エステイト**（The Crown Estate、以下、「TCE」という。）も協力して、海洋開発時に水中文化遺産を破壊しないようにさまざまな仕組み作りを勧めている。これについては、４節で WA の事業の中でまた詳しく紹介する。

政府関連組織以外にも、水中文化遺産保護の関係者は存在し、イングランドでは主に民間組織と大学があげられる。民間組織には、ひとつには**アメニティ・ソサエティ**（Amenity Society）が、もうひとつには民間調査組織があげられる。**アメニティ・ソサエティ**とは、歴史・自然遺産の保護区での開発計画等を監視する役割を果たすような市民組織のことをいい、中にはチャリティ（Charity）といわれる慈善団体的な性格をもった公益組織もある。今回の調査対象先では、前者には NAS がその例として含まれる [(5)]。そして、２つ目には緊急調査等を請け負う民間調査組織、WA[(6)] があげられる。

アメニティ・ソサエティのひとつとしても認識されている NAS は、1972 年に、海事考古学をより深く研究すること、そしてその成果を公表することを目的として設立された。イングランド及びスコットランドではチャリティとして、イングランドでは有限会社としても登録され、運営は**理事会**（trust）による。ポーツマスに拠点を構え、活動の中心はイングランドにおくが、世界中のさまざまな組織と連携して、国際的な事業展開をしている。スタッフにもメンバーにも世界各国の人々が参加し [(7)]、英国国内で約 400 人、世界中で約 600 人の会員が居る。活動内容は主に三つ、（１）国際学術雑誌 "International Journal of Nautical Archaeology" の刊行や国際会議の開催といった学術活動、（２）水中文化遺産調査のためのトレーニングプログラムや教材の開発といった人材育成、（３）水中遺跡見学会やニュースレターの発効といったパブリックへの普及活動、があげられる（表 5-03）。

一方で民間調査組織のひとつとしてあげられる WA は、水中文化遺産にのみ特化した組織ではない。陸上、水中ともに、開発に伴うコンサルタント業務や調査等を請負い、（イングランド、スコットランド及びウェールズで登録された）チャリティで公益的な性格をもつ。イングランドでは、同業種の中では最も古く規模が大きい組織のひとつである。ソールズベリーに本部事務所を構えるが、現在は英国全土で事業展開をしており、イングランドの他所をはじめスコットランドやウェールズにもオフィスを構える。水中文化遺産関連の事業は、1990 年代半ばから実施していたが、2002 年に水中調査に特化した海洋部門（Coastal and Marine）を設立し、現在の組織の総事業のうちの約 20%と、大きな割合を占める。開発にかかるコンサルタント業務や緊急調査、調査後の整理や分析業務、保存管理計画等の策定など、さまざまな業務を請負う。民間開発事業者から委託を受けるだけではなく、詳細は後述するが、イングリッシュ・ヘリテージや、政府の開発側にあたるレギュレターからもさまざまな事業を請負う（表 5-04）。

イングランドの大学ではサウサンプトン大学、ノッティンガム大学、ブリストル大学、オックスフォード大学、ヨーク大学、ボーンマス大学等が、水中考古学に特化したコースを教えていることで知られる。海洋考古学（Maritime Archaeology）

表 5-02　英国における水中文化遺産保護の所管組織・体制

	組織名（英名）	人数
イングランド	イングリッシュ・ヘリテージ（English Heritage）	5.5人（フルタイム相当）
スコットランド	ヒストリック・スコットランド（Historic Scotland）	約1人（フルタイム相当）
ウェールズ	カドゥー（Cadw）	1人（パートタイム）
北アイルランド	環境省（Department of Environmental Division）	1人（フルタイム相当）

表 5-03　NAS の主な事業内容

主な事業	事業種別	頻度	事業内容の概略
・ 学術雑誌の刊行	学術	年2回	*International Jounal of Nautical Archaeology* の発行。1972年より。会員はバックナンバーも閲覧可能 。
・ シンポジウムの開催	学術／普及	年1回	会員を対象にした研究発表会、講演会。会員のみ参加可能。
・ トレーニング・プログラムの開発	人材育成	随時	専門家を育成するためのトレーニングプログラム。1986年に開始し、常に更新。教科書も発行している。
・ トレーニング・プログラムの普及	人材育成	随時	ライセンス契約で国内外に、トレーニングプログラムを普及させている。講師等を派遣もする。
・ アワード（賞）の授与	人材育成	年1回（賞は3件）	水中文化遺産の保護に寄与する調査研究やプロジェクトに、資金援助とともに賞を当てる。世界中のどのプロジェクトでも対象。
・ メールマガジンの配信	普及	週1回	メールマガジン毎週木曜日にe-maillで配信。登録すれば誰でも受信できる。
・ ニュースレターの作成	普及	年4回	会員向けに、ニュースレターを送付。
・ 水中文化遺産見学会	普及	年数回（2015年3回予定）	指定沈没船の現地を見学に訪れる。参加はウェッブサイト等から申し込み（有料）。

という名称を用いる大学が多いが、ヨーク大学のように沿岸・海洋考古学（Coastal and Marine Archaeology）と呼ぶ大学もある。ウェールズでは、ウェールズ大学セント・デイビス校（University of Wales, St. Davis）が学部生レベルから海事考古学（Nautical Archaeology）を教えている[8]。

このように、文化遺産サイド・開発サイド両側の政府、民間の団体や調査組織、大学など多方面が連携して、水中文化遺産の保護に取り組んでいる。これはひとつには、水中文化遺産が陸上のもの以上に複雑な性格をもつことにも依拠するのであろう。地中に埋没している文化遺産以上に、発見が難しく、調査にもさまざまな特殊な技術を要し、費用もかさむ。そして、巻き込まれる関係者も、所有者、開発事業者などの責任の範疇が明確になりにくく、持続可能な形の体制をつくるには各者の連携が不可欠なのであろう。

3. 水中文化遺産にかかるイングランドの基本方針と法制度

イングランドでは、常時水中にある水中文化遺産は現在のところ陸上の文化遺産とは別の法律で取り扱われている。水中文化遺産の指定に関わる法律が、1973 年の沈没船保護法（The Protection of Wrecks Act[9]）で、メアリー・ローズ号の調査がその成立の契機になったともいう。歴史上重要な沈没船及び関連遺構を指定し、保護の対象とする法律である。指定にあたってはEHが推薦をし、調査して価値を検討したうえで所管省（DCMS）の大臣から指定される。その後のモニタリングや保存処理などについてもEHがサポートする。現在イングランドで記録されている水中文化遺産は約 37,000 件、このなかの多くを占める沈没船関連遺構のうち、沈没船保護法で指定されている物はイングランドで 47 件、英国全土では 62 件あり、時代は後期青銅器時代から 20 世紀の初頭までに及ぶ[10]。軍と関係するものは、軍が保存管理を行っているので例外であるが、これらの指定沈没船の保存管理計画についても、EH は策定[11]及び策定のための指導をしている。日本の水中遺跡は、文化財保護法のもとに陸上の遺跡同様に取り扱われ、現在は 512 ヶ所[12]が周知の埋蔵文化財包蔵地として知られており、長崎県鷹島神崎遺跡が平成 24 年に初めて史跡に指定された。イングランドではまだ陸上の遺跡・記念物を指定する法律である**古代記念物及び考古学地区法**（Ancient Monuments and Archaeological Areas Act）に基づいて指定されたものはないという。

その他にも、水中文化遺産に関わる法律は複数ある（表 5-05）。例えば、軍事関係の沈没船や飛行機は別途、軍事遺産保

表 5-04　WA 海洋部門（Coastal and Marine）の主な事業内容

主な事業	事業種別	頻度	事業内容の概略
・調査計画、指導文書等の作成	コンサルタント	随時	長年の調査経験を活かした、指導、助言や関連文書作成の請負う。
・保存管理計画の策定	コンサルタント	随時	遺跡、船、建物などの保存管理計画の作成。
・環境アセスメント等	コンサルタント	随時	開発計画の申請時に必要な事前調査について、さまざまな側面から総合的に実施し、開発計画の影響評価をし、報告等を作成。また、結果に基づいた計画変更・調整の指導・助言。
・水中文化遺産の潜水調査等	現場関連業務	随時	スキューバ・ダイビングや送気式潜水による水中遺跡の調査を請負う。最新技術を用い、高度なレベルでのデータ収集、記録・映像作成等。
・水中調査専門スタッフ派遣	現場関連業務	随時	調査を一括して請負うだけでなく、他組織が実施している調査に、WAの経験豊かな水中調査の専門スタッフを派遣、指導等。
・委託調査研究	現場関連業務	随時	潜水調査や発掘調査意外にも、総合的な関連調査業務を実施。
・探査機器を活用した調査・分析	現場関連業務	随時	サイドスキャンソナー、サブボトムプロファイラー、マグネトメター、マルチビームエコーサウンダー等、さまざまな水中探査技術を利用した調査及びその結果の解析。
・写真測量、 等	現場関連業務	随時	遺物、遺構の写真測量、3Dスキャンによる画像作成、地形復元など。
・プロトコル作成	開発事業関連	随時	海洋開発が実施される地域、組織に対してプロトコルを作成し、発見遺物等の報告、情報共有のネットワークをつくる。
・意識向上プログラム	開発事業関連	随時	プロトコル作成同様に、関係諸機関にたいして、水中文化遺産の存在に対する注意喚起のためのさまざまなプログラムを実施。プロトコルの普及や、ニュースレターの発効、遺跡見学ツアー等も実施。
・開発と文化遺産の調整	開発事業関連	随時	開発計画の作成段階等で、専門知識と経験をもった考古学者を派遣し、指導・助言を行い、計画を調整。
・出土遺物の分析、 等	開発事業関連	随時	発見された遺物の分析や保存処理、土壌分析、その他のサンプル分析等の受託。

護法（Military Remains Act）により戦争による墓などとして保護されている。商船法（Merchant Shipping Act）では、行政権限をもった**管財人**（Receiver of the Wrecks）に沈没及び関連遺物の発見を報告することを義務づける。海洋・海岸地域開発法（Marine and Coastal Access Act）は海洋地域や沿岸部での開発計画や許可に関する法律で、後述する WA の事業の項に詳しいが、陸上の開発計画許可同様に、開発に伴う事前調査を義務づける根拠になっている。陸上の文化遺産と共通する法律が EH の設置を定める国家遺産法（National Heritage Act）で、これにより 2002 年から水中文化遺産についてもその保護や管理の所管が DCMS から EH に移った。

イングランドの指定された水中文化遺産は、メアリー・ローズ号は例外的に引き揚げられているものの、陸上の記念物の場合と同様に現状の凍結保存が原則となっている。水中の場合は前述のようにアクセスも制限され、許可制をとる。国際法としては、**ユネスコの水中文化遺産保護条約**（UNESCO Convention for the Protection of the Underwater Cultural Heritage）が 2001 年に採択（2009 年に発効）された。ここでも、水中文化遺産については原則として現地保存（Preservation *in situ*）が望ましいとしている。英国はまだこれに批准していないが、賛同する方針は報告書 (13) の形で示されている。報告書の中では、「残念ながらユネスコの条約は英国が提起する多くの懸念について解決策を示してくれなかったので、指示に投票することはできなかった (14)」が、時が経ち、英国も条約で触れられているような水中文化遺産に関するさまざまな問題に直面することも増え、詳細な再検討の結果、「当時の英国が懸念していたことは、もはや解決が難しい問題ではなく (15)」、当時英国と同じ立場をとっていた国々も多く批准し、批准に賛成する機運も高まっている。また、英国が批准するとしても、国内法制度に多少の変更の必要はあるが、大きな障害はないだろう (16) といったことが書かれている。文化遺産に対する直接的に接触する活動については、EH が発行する「沈没船へのアクセスに関するガイドライン (17)」においても、ユネスコ条約の付属書が付録として添付されており、その規則 1 で、現地保存（Preservation *in situ*）が第一の選択肢であることが明記されている。

このように、陸上の文化遺産同様に、水中文化遺産も複数の法律による複雑な法制度で保護されている。遺跡の範囲や、所有権、所管となる政府の部局や国家など、陸上のもの以上に境界が確定しがたく、取り扱いには注意を要するのかもしれない。これらの制度をもとに、イングランドで水中文化遺産保護がどのように実践されているのか、いくつか例をとって次節で紹介する。

4. 水中文化遺産の保存と調査

水中文化遺産の保存については、前節でとりあげた沈没船保護法で指定されているものと、そうでないものとに、大きく二分される。指定されている案件の保存管理は、所有者の権限はあるものの、基本的に EH の所管である。指定されていないものは海洋開発計画にも関わり、EH だけでなく政府内でもさまざまな部局が大きく関与する。ここではその二つのパターンについて概観を試みるとともに、特異な事例ではあるが大規模調査と引き揚げから博物館の建設にまで至ったメアリー・ローズ号のケースを紹介する。

まず、指定された沈没船は現地へのアクセスが制限され、その許可は DCMS の代理権限を与えられた EH がアクセスする許可としての「**ライセンス**（license）」発効する。年間 70 件以上の指定沈没船に潜る 2,000 人以上のダイバーに発効されているという (18)。誰でも申請することができるが、許可には様々な条件が付けられ、厳密な審査を経て決定される。審査は、政府への助言のために設置された諮問委員会である**歴史的沈没船遺跡諮問委員会**（The Advisory Committee on Historic Wreck Sites、以下、「ACHWS」という。）に諮られ、その意見を踏まえて DCMS が決定し、EH がライセンスを発効する。申請にあたっては詳細な計画や、ライセンスの種類に定められている条件に基づいた資料を提出しなければならない。計画の策定にあたっては EH が申請者の相談に応じて助言する。

ライセンスの内容や手続きの詳細については、EH がガイドライン (19) を作成しておりそれに詳しいが、（英語版しかないため）ここでもかいつまんで説明する。許可の種類には、遺構・遺物に干渉するレベルにより、軽い方から「見学（Visit）」、

表 5-05　イングランドにおける水中文化遺産保護にかかわる主な法律等

成立年	法律の名称（報告者による仮訳）	法律の英語名（正式）	主な内容
1975	沈没船保護法	Protection of Wrecks Act	沈没船及び関連遺構を指定し、保存の対象とする。
1986	軍事遺産保護法	Protection of Military Remains Act	軍事関連遺産を墓として保護する法律。
1995	商船法	Merchant Shipping Act	発見した沈没船や遺物を管財人に報告することを義務づける。
2002	国家遺産法	National Heritage Act	水中文化遺産の所管をEHとする。
2009	海洋・沿岸権利法	Marine and Coastal Access Act	港湾開発計画に関する法律。

「サーヴェイ（Survey）」、「表面採集（Surface Recovery）」、「発掘（Excavation）」の４段階に分けられている。許可の条件もこの順に徐々に厳しくなっていく。申請された事業が当該水中文化遺産の正しい理解や保護、また普及活動に利すると判断されたものが許可される。現在は、よほど例外的な事情がない限り、詳細な調査をしないで遺物や船体等を引き揚げる「表面採集」は勧められていない。ライセンスは、個人に対して与えられ、チームで実施する作業や見学についても責任者となる個人を特定して、その人物に与えられる。また、責任者とは別に、特に干渉度合いの高い「発掘」などでは、プロジェクトの実施にあたりアドバイスをする考古学者を定め、その人物は必ずしもダイビングをする必要はないが、逐次現地やそれ以外でも調査指導などを受けることが実施の条件となる。「発掘」の許可は年間２－３件程度だという。すべてのライセンスについて、終了時には事業報告が求められる。ライセンスは発効された日から次の 11 月 30 日まで有効で、継続したい事業についても期限を過ぎたら、いったん事業報告をしてから、更新の手続きをとらなければならない。

この報告が水中文化遺産の現地モニタリングにも有効であることから、積極的にライセンスが発効されているように思える。見学にしろ発掘調査にしろ、ライセンスの期限が終了時の事業報告の中で、図面や写真撮影等記録をとった場合はすべて EH 及び ACHWS に提出しなければならない。さらに許可時に定められた条件に基づいた成果報告が求められる。提出された報告は地元の公機関にアーカイブとして保管される。これらの報告によって、EH も ACHWS も、定期的に現地の状況を知ることができ、モニタリングの役割を果たす。年間 2,000 人から集約した情報量というのは、行政や関連機関だけで得られるものとは桁が違う。現地の状況に異常が起きている場合や、浸食や劣化が進んでいる場合も発見できる。これも、普及活動や学術研究への貢献とともに、アクセスを認めることの大きなメリットであり、保存と活用のバランスをうまくとったシステムにみえる。

一方で指定されていないものについては、海洋開発計画の許可申請時に、許可に付された条件として事前に調査されることが一般的である。周知の遺跡として認識されている水中文化遺産は前掲の通り、2013 年現在で NRHE での記録が約 37,000 件あり、そのうち約 6,000 件が沈没船に関わるものだという [20]。データベースにある記録の内訳は、大半が事故関連遺構で、そのほかにも沈没船の船体や戦闘機の残骸が残るもの、遺物散布地、潮間帯遺跡等などがあげられる。EH は遺構やその周辺環境の性格により、80 種を越えるガイドライン [21] を毎年発効し、その取り扱いに対する指導をしている。文化遺産についての所管は EH だが、土地の所有者や海洋開発の部局など、関係者は多く、効率よいマネジメントを進めるために連携して対応している。陸上の場合と同様、海洋・沿岸開発も、開発許可が必要になる。その申請を受けて、必要に応じて事前調査や発掘調査などの条件をつけて許可を出し、調整するのがレギュレターとよばれる政府の外郭組織 [22] で海洋開発の場合には、主に MMO がそれにあたる。また、英国近海の大半の土地を所有する TCE、そして港湾開発事業者や漁業関係者も参画した仕組みづくりを勧めている。

そのひとつが、WA が委託を受けて策定している**プロトコル**（Protocol）の周知である。プロトコルとは、日本語では「実施要項」や「協定」と訳されるが、ここでは、EH や TCE から港湾開発事業者や漁業関係者等に対して、作業中に水中文化遺産に遭遇した場合にどう対処するべきか、具体的に示された指針のことを指す。法的強制力はなく、関係者に協力を求めることができるレベルであるが、所管部局の行政よりもよほど常に水中文化遺産に接する機会の多い事業者側に情報提供を求めることで、より多くの水中文化遺産に関する情報を拾い上げ、不時の破壊を避けようとするセイフティー・ネットの役割を果たす。ネットワークをつくり、恒常的に情報を共有することで関係者の注意喚起や意識向上にも繋げる。

例えば、プロトコルでは、浚渫作業中に遺物を見つけた場合に報告を求めているが、その報告の仕方についても細かな指導をしている。遺物とともに場所や出土状況などを記録したレポートの提出をしてもらうが、その記入にあたり記録しておくべき項目を踏まえた書式を提示し、記録、そしてその後の報告をしやすいようにしている。どうしてよいかわからないと無視されてしまいがちだ、という現実の事情を理解したうえで、うまくフォローする策を講じたシステムとなっている。また、ニュースレターを通じてこれらの報告された情報を共有したり、ネットワークに参加する事業者を対象に水中文化遺産の見学会や講座を実施したり、関係者が触れる情報量を増やし、意識を高める努力をしている。

すべての港湾開発地域や事業にプロトコルが採用されているわけではないが、開発計画申請やコンサルタントの対象となる事業の約半数ほどで採用され、採用されているところでは、一般的にうまく機能しているという [23]。報告された遺物は国の**歴史的環境にかかるデータベース**（National Records of Historic Environment、以下「NRHE」という。）、及び必要な場合には管財人に報告され、発見した機関、もしくは WA に保管される。

イングランドで記録されている水中文化遺産の包蔵地数約 37,000 ヶ所というのは、日本の 512 ヶ所に比べて圧倒的な差がある。複数箇所から報告されるデータが重複している可能性もあるため、注意をして使わなければならない数字であるとはいえ、一定の目安にはなる。この把握量の違いはどこにあると考えるか、当事者にも話しを伺ってみた。WA のゲイン氏は、プロトコルなどの整備・周知や注意喚起の継続も、ある程度貢献しているに違いないが、それだけではないという。先史時代以来、英国周辺では海域や海洋資源の活用が積極的に行われ、そのため周辺海域や海底の状況把握が進んでいることが大きいという。継続的に利活用されていることによる成果の蓄積が大きいとはいえ、その際に遭遇する状況や情報の記

録を積極的に行わなければ、蓄積は難しいであろう。英国同様に海に囲まれた日本もその状況に大差はなく、水中文化遺産も豊富に分布することは想像に難くない。今後、積極的な情報収集を継続的に且つ広範囲に実施できるシステムが構築された際に、得ることができる情報量に寄せる期待は大きい。

また、開発事業者に向けては、海洋開発を計画する際に水中文化遺産に対してどのような対処をすれば良いかの手順を説明した「**モデル・クローズ**（Model Clauses）」とよばれる[24]規範を示す文書が作成されている。こちらも法律ではないが、開発許可にあたりこれに従うことが条件となるので、法的強制力はあるとみてよい。ここには水中文化遺産の存在が想定される場所で開発を行う場合に、事前調査の手順やコンサルするべき関係者の一覧など、具体的に必要な手続きの詳細と達成されるべき調査の質について、モデルが示されている。対処の仕方がよくわからない事業者は、これをもとに従えばよい。

基本的に、港湾開発計画が申請されてきたときは、予定地の分布調査や事前調査を実施して、水中文化遺産の有無を確認する。重要な水中文化遺産が見つかった場合には、記録保存をするよりは、開発計画の変更をするのが通例である。というのも、港湾開発工事の主な事業は、ケーブル設置や大型船の航路確保のための浚渫、タービン設置等で、場所の変更が可能なものが多いからである[25]。これまでに遺物や船体が引き揚げられた場合は、稀に例外もあるが[26]たいてい不時発見に拠る。WA はこのような開発に伴うコンサルタント業務などの事前調査、水中の緊急発掘調査や揚がった遺物の分析・保存処理など、また EH や TCE といった政府関連機関から委託をうけて作成する開発と連携したプロトコルや規範の作成などの事業を展開する。

また WA では、開発に伴うものだけではなく、水中文化遺産にかかる調査、分析、研究等の委託を全般的に請負う。最新のサブボトム・プロファイラーや、サイド・スキャン・ソナーといった探査技術等も備え、幅広い調査に対応が可能である。事業を WA のチームで請負って実施する一方で、必要があれば、潜水調査技術をもつ水中文化遺産調査のスタッフを派遣することもある。

この節の最後に、きわめて例外的な事例ではあるが無視できない貴重なケースである、メアリー・ローズ号の保存と調査について紹介する。冒頭でも紹介したメアリー・ローズ号博物館は 2013 年 5 月に開館（リニューアル）し、海から引き揚げられた船が保存処理途中の乾燥工程にあるまま公開されている。メアリー・ローズ号[27]は、ヘンリー八世の軍艦で、全長 32m、総重量 600t、78 門の砲台を備え、当時の技術の粋をもって 1511 年に進水した。マストを 4 本備えたキャラック船で、その築造には約 600 本の樫が使用されたという。1536 年に大改装され、砲台を 91 門に増やしたあと間もなく 1545 年のソレントの海戦で、ポーツマス港のすぐ目の前で沈没した。原因は、突風とも、重量オーバーでバランスを崩したためとも言われている。同年中に何度も引き上げが試みられたが失敗している。船は右舷を下に、60 度くらいの角度で海底に沈み、その後シルトの体積に埋まる。船体は岸から 2 km ほど、水深 14m 程度の場所に埋まり、上になっていた左舷は腐食して欠損しているが、残りは 17 ～ 18 世紀に完全に埋没した。

19 世紀にも調査の試みはなされていたが、1960 年代のスキューバダイビングの普及とともに本格的な調査が始まる。1967 年に 2 人の研究者、軍事歴史家のアレキサンダー・マッキー（Alexander McKee）氏と考古学者マーガレット・ルール（Margaret Rule）氏を中心にプロジェクトチームが設置され、寄付金とスポンサーからの支援をもとに、公的な経済的援助を受けない自立した組織として調査を続けた。1979 年にこの船の調査と引き上げのためにチャールズ皇太子をトップに据えた財団が設立され、運営と資金集めにはチャールズ皇太子が大きく貢献している。その後、ソナーなどを用いた探査で船体らしき反応を見つけたり、青銅製の大砲がみつかったり、調査は着実に成果をあげ、1978 年ついに、トレンチ調査

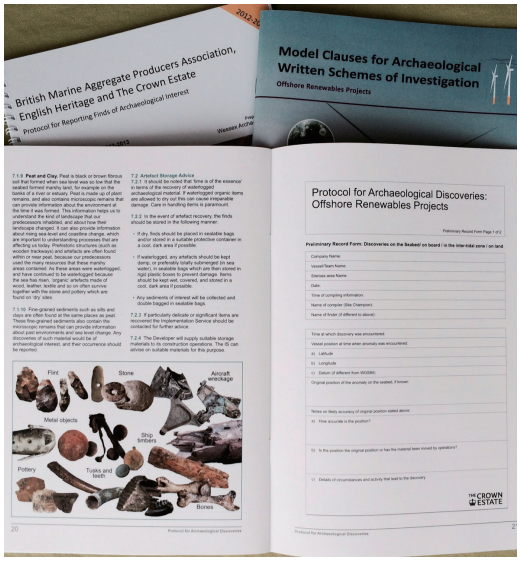

図 5-26・27　プロトコル等 (左) と報告の書式・ニュースレター “Dredged Up” (右)

で 2 面の甲板が現地に残るのを発見して引き揚げを決定した。この船の場合も、引き揚げの直接的な契機のひとつには、海軍による現地周辺の港湾開発計画があった。そのため、調査や引き揚げについて、海軍も協力をしたが、調査の主力はボランティアであり、国からの資金援助等はなかった。1979 年から 82 年の間に、500 人を越えるボランティアのダイバーが 27,000 本以上のダイビングを繰り返し、調査を実施した。この 4 年間で取り上げられた遺物は 25,000 点にも及ぶという。

また、その船がヘンリー八世の旗艦という、国家的にも象徴的な船で国民の関心も高く、その全容を解明することに歴史的な意義が大きかったことも後押しをしたと言えよう。1985 年に船体が引き上げられ、その一部始終はテレビでも特集番組が組まれ大きく取り上げられた[28]。保存処理作業を実施しながら可能な限り公開を行い続け、現在に至る。現在、メアリー・ローズ財団は、約 20 人の常勤職員が、運営業務の担当に加え、デザイナー、技術エンジニア、保存科学などの専門職員からなる。保存処理については、PEG、フリーズドライ、糖アルコールなどさまざまな手法、そして大型遺物にも対応する設備を備えており、イタリアやギリシャなどからも処理を受諾している。組織の一画にメアリー・ローズ・アーケオロジー・サービスという有限会社を立ち上げ、営業・商業サイドを担う。この船の履歴の後半生は英国の水中考古学と保存科学の発展とともにあるという。

また、メアリー・ローズ号が検出された現地は、**指定沈没船**（Designated Wreck）として指定され、ブイが浮かべられている。現地の調査は船体を引き揚げた後も続けられ、錨などの重要な遺物が引き揚げられている。保存処理や遺物の分析など調査は今も続けられ、現地にも一部の遺構・遺物は残されているため、モニタリングが継続されている。

未だ海底にあるメアリー・ローズ号の残りの船体は、底引き網漁の影響でモニタリング設備や現地に残る船体の一部が破壊されることがある。それを打開するため取り組みとしてリーフレットを作成・配布し注意喚起をしている。また、ユネスコ水中文化遺産条約にイギリスはまだ批准していないが基本原理は受け入れる方針を政府がかためている[29]ため、それに沿ってメアリー・ローズ号も、今現地に残る部分の船体は可能な限り現地保存をする予定だという。ただ、長期的な計画では、さらに主要な部材は引き上げて保存処理をほどこし、現在展示中のメインの船体に接合、復元をいっそう進めることも検討しているという。

博物館は 2015 年 10 月に一端閉館し、現在船体を覆っている乾燥用の箱と熱風を送っている管を取り除く。2016 年 4 月に再度開館した時には、それらの視界を遮るものがなくなり、船体がもっと近くによく観察できるようになるという。乾燥工程自体は、まだ更に 10 ～ 15 年を要するという。開館間もない段階で、すでに長期的な計画を視野に入れ、進化し続ける姿勢がここにある。

5. 水中文化遺産とパブリック[30]

陸上の文化遺産同様に、水中文化遺産もその保護にはパブリックの参画が不可欠である。そしてスキューバダイビングの技術などがなければアクセスできないものも多くあり、陸上の場合以上に視認性が低く、パブリックの参画には一層ハードルが高いと言えるかもしれない。チャリティとして登録されている組織である NAS や WA は、パブリックへの普及活動、調査研究成果の還元についても熱心に事業展開する。

まずは、知ってもらうこと。見たり体験したりしてもらったりと、その存在となんらかの形で接触の機会をもってもらう必要があるが、それには大きく 3 パターン、（1）調査成果等の情報に印刷物やウェッブサイト等を通じて触れる場合、（2）遺物や船体の一部など引き揚げた水中文化遺産に展示を通じて触れる場合と、（3）水中の現地を体験する場合が想定できる。一つめは、前掲のプロトコルによる港湾開発事業関係者のあるように、NAS も WA もニュースレターやメールマガジンを媒体にすることが多い。NAS では会員向けには年 4 回ニュースレターを発効し、より広いパブリックに向けには、登録すれば無料で誰にでも週に 1 回メールマガジンを送る。これら活動の鍵は、継続性にあるとおもう。定期的に継続することで飛躍的に認知度はあがり、期待されるようになる。学術的なレベルのものも、NAS は "International Journal of Nautical Archaeology" を年 2 回刊行し、会員はバックナンバーを含め読むことができる。この雑誌は査読付きの学術雑誌で、世界

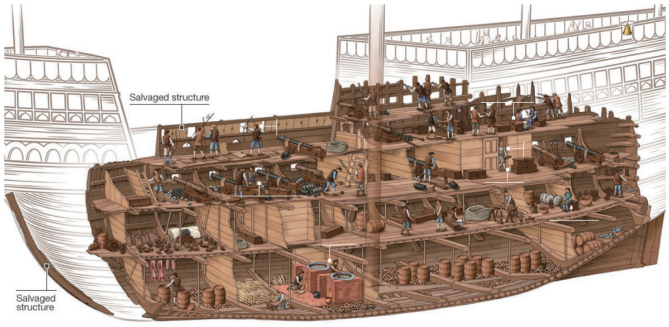

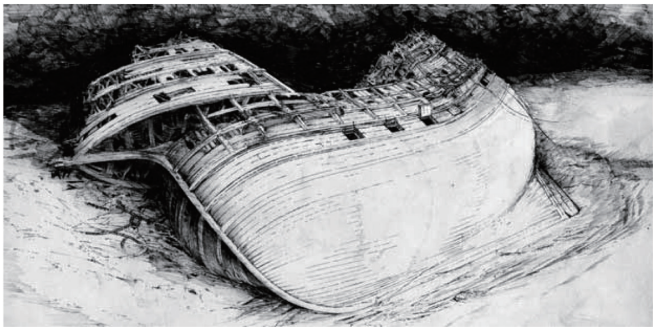

図 5-28・29　船の復元図 (左) と沈没時の様子 (右)．常設展図録 "The Mary Rose Revealed" より with Courtesy of the Mary Rose Trust.

中の水中・海事考古学の研究者が投稿して論文を発表する。このような形で学術研究の最先端が研究者のみに留められるのではなく、会員に限られるとはいえ、研究を業としていないパブリックにもアクセス可能になるのは、パブリックのためにわかりやすく「加工」された情報ではなく生の情報とその臨場感が伝わる貴重な機会だと考える。NAS は会員のための国際シンポジウム、学会なども開催し、専門家以外でも参画でき、研究成果の発表・議論の機会を設けている。

二つ目は、メアリー・ローズ号の例に顕著な、展示施設として水中文化遺産に触れる機会である。水中文化遺産を引き揚げることの利点は、遺物や船体の保存処理や仔細な観察が可能になり研究がしやすくなることはもちろん、パブリックにとってもその水中文化遺産に触れる機会が飛躍的に増える。水中に潜らなくても、地上で公開されていれば、子どもから高齢者まで、天候にも左右されず、いつでも訪れることができる。ただ、出土状況や周辺環境、場合に寄っては船体の本体といったコンテクストからは切り離されてしまうため、正しい理解を促すための補足情報の提供と環境整備が重要になってくる。そこで、工夫された展示施設をつくることに繋がるのだろう。

メアリー・ローズ号の事例は、幸運にも多くの情報がセットになった状態で見つかり、包括的にその船の情報を展示できる希少なケースである。船体のほぼ半分が海底のシルトに埋没していたため、船体の構造はもちろん、積荷や大砲などの遺物も、保存処理を施せば驚くほど残りがよい。そして 500 名以上ともいわれる乗組員の大半が逃げ切れず、彼らの人骨が所持品と一帯となり、当時の生活や職業など船上での状況をリアルに伝えてくれる。

また、アクセスが容易なことから、当初から水中文化遺産に興味をもっているわけではない人たちに訪れてもらうきっかけをつくることができる。この博物館の場合は、建物の外観は、ゲーツヘッド・ミレニアム橋をデザインした、Wilkinson Eyre Architects 、展示室は人気のインテリアデザイナー、Pringle Brandon Perkins+Will による斬新なデザインを採用した。展示以外にも様々なアクティビティがあり、ハンズオンや子ども用のワークシートはもちろん、館の周知と資金集めをかねて、貸し会場としても使われている。ヴィクトリー号が目の前に見える海辺の素敵なロケーションでは、結婚披露宴も開くことができる。

三つ目は、NAS 等のアメニティ・ソサエティが積極的に実施している水中見学会である。日本でも過去に幾度か見学会は実施されており、イタリアではバイア海底遺跡公園のように恒常的に遺跡公園としてアクセス可能な事例もあるが、イギリスでも水中遺跡をパブリックに公開する試みがある。NAS では年に数回程度[31]、見学会のイベントを実施する日をもうけ、ホームページ等で宣伝をして参加者を募る。その中には、４節で触れた指定沈没船にアクセスするライセンスを得て、実施されているものもある。ただ、潜水費用は安いものではなく[32]、見学対象によっては、一般的な趣味としてのダイビング以上に高度なダイビング技術をもつことが条件とされており、参加者が限定されることもある。しかし、こちらもそもそも水中文化遺産や考古学に興味がある人たちではなく、魚や地形を見るのには飽きて何か新鮮なダイビングを探しているダイビング愛好者を水中文化遺産ファンとして開拓していくことができる。ただ、遺跡の現地に触れるというのは、考古学では一番の醍醐味で、水中文化遺産でもそれはかわりない。今後、日本のフィールドにおいても、どのような形でより多くの人に水中文化遺産の現地に触れる機会をもってもらうことができるか、実践においても検討をすすめたい。

6. 水中文化遺産のための人材育成

水中文化遺産の保護で最も重要なのは、おそらく人材育成であろう。どんな設備や制度が整っていても、それを使いこなす人材が居なければ始まらない。次世代を担う人材がいてこそ、文化遺産の保護とその継承は可能になる。ここではイングランドにおける大学とそれ以外での水中文化遺産保護を担う人材を育成している状況について紹介する。

まず大学では、サウサンプトン、ボーンマス、ブリストル、ノッティンガム、オックスフォード等がイングランドで中心

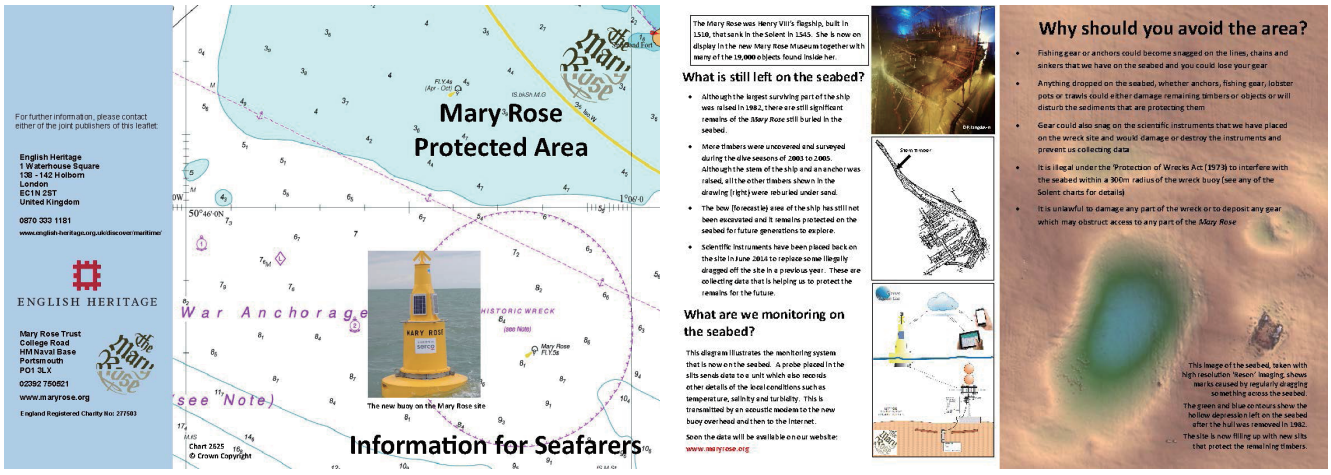

図 5-30・31　指定沈没船メアリー・ローズ号現地の注意喚起リーフレット

となって水中文化遺産を大学教育の中で教えている。スコットランドではエディンバラがそれにあたる。すべて修士課程のコースで教えている。他の大学でも１年生時の選択科目の中で、水中文化遺産に関する教科を教えているところが多い。

例えばサウサンプトン大学では、海洋考古学に特化した研究所（Centre for Maritime Archaeology）があり、少なくとも６人の専門スタッフを抱える。学術雑誌 Journal of Maritime Archaeology の編集の中心でもあり、さまざまな他大学や研究機関と連携したプロジェクトも行っている。文系と理系、両方の修士課程（MA / MSc）が設置[33]されており、考古学全般にかかわる授業の他に、海洋ジオアーケオロジー（Marine Geoarchaeology）、古代地中海の海上移動（Ancient Mediterranean Seafaring）、海洋博物館の文化遺産マネジメント（Maritime Museums and Heritage Management）、ローマ帝国と海（Rome and the Sea: Ports Ships and the Mediterranean）といった海洋考古学に特化した教科が選択科目の中で教えられる。さらに、実習では水中の調査で必要な技術、記録や遺物の処理方法、船や遺構の記録方法、水中での調査計画の立て方など、フィールドで必要な技術が教えられる。また、サウサンプトンに拠点を置くハンプシャー・ワイト島海洋考古学トラスト（Hampshire and Wight Trust for Maritime Archaeology）や、隣町にあたるポーツマスにある NAS といった水中文化遺産に特化した活動を行う組織の活動に積極的に参加するようにも促している。大学の外に対しても、オンラインで無料の水中文化遺産のコースを開設しており[34]、12,000 人を越える利用者が居るという。

次に大学の外での人材育成である。イングランドでは文化遺産全般や自然環境保護について、アメニティ・ソサエティの存在が大きい。メンバーとしての参加者も多く、社会的影響力が大きい。水中文化遺産においてもその例にもれず、中でも人材育成については NAS が大きな役割を占める。NAS は独自のトレーニングプログラムを開発しており、国内外でそのプログラムをもとに水中文化遺産の専門家のためのトレーニングが実施されている。プログラムは 1986 年にブリストル大学と連携して最初に教えられたことから始まる。1991 年には現在の DCMS の前身にあたる国家遺産省（Department of National Heritage）の助成金を受け、その後は EH をはじめスコットランドやウェールズでも政府の文化遺産所管組織の援助を得て開発が進められた。ダイバーが楽しむためのコースではなく、実地調査の技術はもちろん、法制度や考古学の理論についても教え、専門家を育てるためのプログラムになっている。コースは、入門コース（１日）、パート１（２日間）、パート２、パート３と４段階に別れており、パート２以上は、実際の研究発表や調査計画の策定も含まれ、時間と本格的に取り組む姿勢を要するものになっている。法律や理論の座学については、インターネットを多用して、自宅でも学習できるシステムになっている。

NAS はこのトレーニングプログラムを、英国国内でもさまざまな機関や大学と連携して実施しているが、国際的にも輸出をしている。例えば、バミューダ諸島、インド、キプロス、ドイツ、南アフリカなど、現在は 10 カ国を越える国で教えられているという。このプログラムはライセンス契約をもって輸出されている。個人では NAS トレーニングプログラムとのライセンス契約を結ぶことはできず、この分野の人材育成におけるその国での普及効果をあげることを目標にしているため、実際に人材育成に取り組むことができる性格をもつ団体に限るという。契約を結ぶと、現地でプログラムを運営することになる人材に対して、NAS のトレーナーが派遣されるか、現地から将来的に講師となる予定の人材が NAS に来るかという形で、NAS のトレーナーが実際の指導にあたる。ライセンス契約は５年ごとの更新となる。このプログラムのライセンス契約から得る収入は、NAS の収入のおよそ半分弱となるという。

また、トレーニングプログラムをはじめ、それ以外でも広く使われている、水中考古学のテキストを作成している。1992 年に初版が出され、2009 年には改訂版が出版されている。国内の大学等でも広く利用されているが、現地から許可の要請があり、現在のところ中国語とフィンランド語には翻訳されているという。NAS は、高いレベルでの専門的な人材育成をめざすこのトレーニングプログラム以外でも、見学会や様々なイベント、またメンバーシップやボランティアの育成を通じて、パブリックにおいても水中文化遺産保護を担う人材育成に力を注いでいる。

EH によると、イングランドでは現在、水中文化遺産の人材育成やキャリア開発に特化した公式な体制はないという。EH

図 5-32・33　ヴィクトリー号を目の前に望むバルコニー (左) と結婚披露宴のテーブルセッティング (右)

や他の団体により、過去に試みられたこともあるが、制度化には至っていないという。

7. まとめ

ここまでイングランドの水中文化遺産保護について、2014 年 9 月及び 2015 年 9 月に実施した現地調査にもとづいた概要を紹介した。先述のとおり、水中文化遺産には関係者が多く、また所管や遺跡の境界が明瞭でないことも多い。そのため、有効な保護体制の確立には多部局間、そして民間との連携が必要とされ、実施されている。EH の職員に、陸上と水中の文化遺産保護に違いはあるか？という質問に、「原理的には「ノー」といいたいが、実際には「イエス」と言わざるを得ない状況にある」という答えが返って来た。同じように取り扱いたくても、開発の脅威やパブリックの関心度、資金繰りの問題といったマネジメントに関わる課題、また、陸上より少なく、つぎはぎになりがちな考古学的データの性質などから、やはり、イングランドにおいても、水中文化遺産の保護については、陸上のもの以上に障害は大きく、充分に保護の網が行き届いていないと感じているそうだ。

本報告を通じて考えたのは、**持続可能**で効率的な保護体制の確立のために、根底にあるのは情報共有の有効性、ということである。水中文化遺産の何が重要なのかという本質的な価値について、どんな場所で発見されるのか、発見したらどうすればよいのか、これまで発見があったのか、そこから何がわかったのか、また最新の研究や技術はどういったことになっているのか、どこに行けばそれらを学ぶことができるのか・・・共有が必要な状況は関係者の立場により多岐にわたるが、この情報の交通整理をしてうまく橋渡しをすることが、行政ができる、またするべき一番の責務ではないかと感じた。

イングランドでも、EH の水中文化遺産に携わる業務にある職員 5.5 人というのは、陸上にくらべて圧倒的に少ない。そこでより効率的に役割を果たすために、政府内の他部局にとどまらず、他機関との連携事業が取り入れられていた。WA に委託しているプロトコル策定業務や、NAS の人材育成プログラムに対する援助などがそのよい例であろう。近年、行政組織のスリム化が進むなかで、それでも行政主導で行う必要がある業務をカバーするための選択肢のひとつなのであろう。

パブリックに対しては、水中文化遺産保護を支援してくれるファンが増えるにこしたことはないが、専門家の育成という視点では、現状は圧倒的に供給過多にあるともいわれる。供給過多というのは、充分以上の専門家が居て水中文化遺産の保護体制の人材供給は万全である、という意味ではなく、職が少ない、ということである。大学等で、新しく訓練を受けた卒業生は必死で仕事を探すが、それに見合うポストが充分にない。EH のフラットマン氏にこの話しを伺ったが、彼自身水中考古学の専門家だが、EH でのポジションは指定部門にあって水中文化遺産も担当するという、兼任業務である。その自分の状況も踏まえての印象を語ってくれたのかもしれない。ただ、人材が増えないことにはポストも増えない。今後も支援をするファンや専門家の育成は不可欠であろう。そしてパブリック全体の意識が向上することが、常にアンテナを張っている状態につながり、より精度の高い水中文化遺産保護体制の確立に繋がっていくのだろう。それは、４節でも紹介したプロトコルの普及のように、開発の現場ではすでに継続的に実践されている。

また、国際的な視点からは、ユネスコ水中文化遺産条約に批准する国が増えていることも、注目に値する。水中文化遺産大国のフランスも、2013 年に批准した。条約が水没後 100 年経ったものを水中文化遺産として保護の対象とすることを定義づけているため、今後、保護対象となる水中文化遺産は飛躍的に増加していく。特に、近代の戦争関連遺産は大きな課題である。2014 年は第一次世界大戦開戦 100 周年の年であった。戦いの主要な舞台となったヨーロッパでは、この意味するところは大きい。６月にベルギーのブルージュで開催されたユネスコ主催の会議では、海に沈む船や戦闘機を戦没者の墓として尊重することも提言しつつ、それらの科学的な調査、記録、情報共有や保存活用を強く奨める [(35)]。それが容易なことでないことは、想像に難くない。そして、2015 年で世界は第二次世界大戦終戦 70 周年を迎える。その 30 年後の 100 周年は、水中文化遺産にとっては、ユネスコの水中文化遺産条約を鑑みると今世紀最大の転機といってもよい。この年をどう迎えるか、真摯に向き合わなければならない。今後、特に海にあるものに顕著であるが、水中文化遺産の性質上、その保護制度の確立に向けて国際的に情報共有をおこない、連携して取り組むことが必要になろう。本報告がそのきっかけの一端になればたいへん幸いである。

本報告の執筆にあたり、ジョー･フラットマン（EH）、イアン･オックスレー（EH）、マーク･ベティ＝エドワーズ（NAS）、ユアン・マクニール（WA）、トビー・ゲイン（WA）、チャールズ・バーガー (メアリー・ローズ) の諸氏に多大なご協力をいただきました。本科研視察グループの訪問にあたり、長時間を割いてヒアリングにご対応くださり、その後も私からの繰り返しの質問メールに真摯にご対応くださいました。心からお礼申し上げます。Cannot find the words to express my gratitude to great cooperation and patience of the following colleagues in England, for spending long time to sit with us for our fact finding mission, as well as responding to my questions and discussing with me repeatedly over e-mails even after our visit. Many thanks to Jo Flatman and Ian Oxley from English Heritage, Mark Beattie-Edwards from Nautical Archaeology Society, Euan McNeill and Toby Gane from Wessex Archaeology, and Charles

Barker from Mary Rose Archaeology Service.

注釈

(1) http://www.bbc.com/news/uk-england-hampshire-22691645 （2015 年 3 月 1 日現在）ほか

(2) ここでいう「保護」には、日本の文化財保護制度のとおり、保存と活用の両側面を含めることとする。また、保存には学術的な調査・研究をして本質的価値を抽出した上で評価される価値を保存する必要があるため、高度なレベルでの調査研究を保存の前提とする。保護制度のもう一つの側面である「活用」をするためにも、それは大前提である。また、日本の制度で一般的に「文化財」と言われるが、「水中文化財」という言葉は聞き慣れない。日本では、文化庁が設置した「水中遺跡検討委員会」の名称からみると、埋蔵文化財のなかの水中遺跡、という使い方をしている。ここでは、水中にある遺跡だけでなく、遺物や引き上げられた船も対象とするので、広い意味合いをもって「水中文化遺産」とした。

(3) 正確には、外郭団体であり、2015 年 4 月 1 日からの組織改編をもって一層政府からの独立性は強化されるが、その基本的な情報については、付録・個票 02 – 05 を参照。

(4) 個票 02 – 05 のとおり、2014 年 9 月 17 日に EH の本事務所訪れ、水中文化遺産に関する情報交換のセッションを実施した。EH 側からはジョー・フラットマン（Jo Flatman）氏とイアン・オックスレー（Ian Oxley）氏にご対応いただいた。この表については、その後のメール等でのやり取りの中で、フラットマン氏より提供いただいたデータである。

(5) イングランドでは他にもマリタイム・アーケオロジー・トラスト（Maritime Archaeology Trust）やハンプシャー・ワイト島海洋考古学トラスト（Hampshire and Wight Trust for Maritime Archaeology）をはじめ、多数のこのような組織が存在するが、統計や悉皆調査もできていないため、ここではそれらの全体像については述べることができない。

(6) イングランド、スコットランド及びウェールズでは、チャリティとしても登録されている。

(7) 例えば学術雑誌の編集担当はフランス、国際活動担当はアルゼンチンに拠点を置く考古学者。

(8) http://www.uwtsd.ac.uk/ba-nautical-archaeology/ （2015 年 3 月 1 日現在)

(9) http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1973/33（2015 年 3 月 1 日現在 ） から全文のダウンロードが可能。その他の法律についても、以後、本稿中で逐次参照をしないが、英国の法律はすべて、この国立公文書館の法律データベースから検索、ダウンロードが可能。

(10) EH でのヒアリングの際の資料では約 42,500 件ともあるが、複数の情報ソースからの重複もあるとのこと。ここでは、Cant, S. 2013. *England's Shipwreck Heritage*. London, English Heritage. ‘Introduction’ , p. vii . での数字を引用した。

(11) これまでに 9 件の保存管理計画が EH により策定されたという。EH ヒアリング時にご教示を得た。

(12) 2013 年、文化庁調べ。第 1 回水中遺跡調査検討委員会（2014 年 3 月 22 日）参考資料 5 。

(13) The UNESCO Convention for the Protection of the Underwater Cultural Heritage 2001 An Impact Review for the United Kingdom, Final Report, February 2014. これをもって英国の批准は間もなくだと言う人もいれば、EH の職員らは慎重で、批准するかどうかの方針は示されていないという。

(14) P.7 要約。和訳は本報告者による。” Unfortunately, the UNESCP Convention did not resolve a number of concerns raised by the UK and the UK was unable to vote in its support.”

(15) 同上。” The concerns raised by the UK in 2001 are no longer as problematic as they might have appeared in the closing stages of negotiating the Convention.

(16) 同 p.8。

(17) "Accessing England’s Protected Wreck Sites: Guidance Notes for Divers and Archaeologists", 2010. English Heritage. p.16. EH ホームページからダウンロード可能。
http://www.english-heritage.org.uk/publications/guidance-for-divers/accessing-englands-protected-wreck-sites.pdf

(18) EH とのセッションによる。章末のスライドを参照。

(19) Accessing England’ s Protected Wreck Sites: Guidance Notes for Divers and Archaeologists, 2010. English Heritage. 注釈 13 参照。

(20) EH でのヒアリングの際の資料では約 42,500 件ともあるが、複数の情報ソースからの重複もあるとのこと。ここでは、Cant, S. 2013. *England's Shipwreck Heritage*. London, English Heritage. ‘Introduction’ , p. vii . での数字を引用した。

(21) EH の印刷物については、ほぼすべて以下の URL からダウンロード可能。
http://www.english-heritage.org.uk/publications/

(22) Non-departmental Public Body と呼ばれる。EH もこれに相当する。

(23) Wessex Archaeology の海洋部門トビー・ゲイン（Toby Gane）氏のご教示による。

(24) Model Clauses for Archaeological Written Schemes of Investigation, Offshore Renewables Projects, 2010 Dec., Wessex Archaeology and The Crown Estate.

(25) WA のトビー・ゲイン氏のご教示による。

(26) 例えば、テムズ川河口部の航路拡大プロジェクトであった London Gateway などがそれにあたる。詳しい報告は、Firth, A. et al. 2012. *London Gateway Maritime Archaeology in the Thames Estuary*. Salisbury; Wessex Archaeology. にある。

(27) メアリー・ローズ号については、Burton, A. 2014. *The Mary Rose Museum The Story Continues*…. Gloucestershire, Pitkin

Publishing、及び（2013 年 9 月現在の）常設展示図録 The Mary Rose Revealed とともにメアリー・ローズ・アーケオロジー・サービス Ltd. のチャールズ・バーカー氏のご教示に依る。

(28) The Chronicle という英国国営放送 BBC によるテレビ番組で 4 回にわたり放映された。

(29) 前掲註 14 の報告を参照。

(30) 本報告を通じて、考古学者ではない人々の意で用いる。松田陽・岡村勝行（2012）「入門パブリック・アーケオロジー」同成社、にもあるように、日本語の適訳をみつけることが未だできていないため、便宜的にカタカナ用語を使用する。

(31) 2015 年は既に 3 回が予定されている。

(32) 例えば NAS が今年企画している指定沈没船 2 ヶ所（Holland 5 の潜水艦と 17 世紀の大砲が沈んでいる Norman Bay）を訪れる見学会では、参加費は 1 回£70（13,000 円程度）で、参加資格はレスキューダイバー以上、さらに深い潜水の経験者で 2 本のタンクを装備しての潜水が可能なダイバー、とハードルの高い諸条件が付されている。
http://www.nauticalarchaeologysociety.org/content/nas-protected-wreck-day-holland-5normans-bay

(33) http://cma.soton.ac.uk/postgrad-study/mamsc-in-maritime-archaeology/（2015 年 3 月 1 日現在 ）

(34) https://www.futurelearn.com/courses/shipwrecks（2015 年 3 月 1 日現在 ）

(35) “Recommendations” , SAFEGUARDING THE WORLD’ S UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, Scientific Conference on the Occasion of the Centenary of World War I, 26-27 June 2014, Bruges, Belgium
(http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CLT/pdf/Recommendations.pdf)

用語解説

英国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（イギリスの正式名称）の略称。グレートブリテン島はイングランド、ウェールズ、スコットランドからなる。

キュレーター Curator

英国では、博物館や美術館の学芸員だけでなく、考古学に関する文化遺産を監督する役割にある考古学者のこともキュレーターとよぶ。Archaeological Curator とも呼ばれる。開発計画が申請された際に、その計画の考古学的な影響を判断し、必要があれば発掘調査等の必要性を指導する。開発される土地の考古資源についての権限をもつ重要な役割を担う。国レベルでは EH がそれにあたり、地方自治体にも地元の開発計画の許可にあたり責任を担うキュレーターが英国全土にいる。

レギュレター Regulator

開発許可申請にあたり、考古資源に関する責任を担い調整を行うキュレーターに対して、開発事業者側で、その開発にあたっての産業・工業の調整に当たるのがレギュレター。本報告での対象となっている水中文化遺産については、後述の MMO がレギュレターにあたる。

マリン・マネジメント・オーガニゼーション Marine Management Organisation (MMO)

ウェールズとイングランドの海洋開発の監督・調整にあたるレギュレータ。政府の外郭団体（Non-departmental Public Body）で、環境・食物・農業省（Department for Environment, Food and Rural Affairs）の所管にあたる。海洋開発にあたり、開発計画申請を審査し、許可を与える権限をもつ。文化遺産だけではなく、環境や漁業等、広く海洋資源全体の持続可能性を考慮し、監督・調整を行う。

ザ・クラウン・エステイト The Crown Estate

英国で法令によって定められた、国(王室)が所有する土地の監督組織。英国の潮間帯の半分以上、12 海里内水域のほとんどの土地を所有するため、海洋開発では土地所有者にあたる。

アメニティ・ソサエティ Amenity Society

歴史・自然遺産や環境の保護区での開発等を監視する役割をもつ市民組織・団体のことを言う。文化遺産関連では、Council for British Archaeology や、Ancient Monument Socitey が、全国レベルで代表的なもの。

チャリティ Charity

公益のための慈善団体で、政府の委員会の審査をへて登録される。登録には、教育や環境保護、福祉など社会的貢献を目的とした団体であることが条件となる。また、収支の公開など、法律に基づいた一定の義務を満たすことが求められ、監査等公開・調査の対象となる。運営は、有限会社や法人方式をもたないもの、トラストにより運営されるもの等、さまざまな形態がある。

トラスト (理事会) Trust

一定の資産をもつ団体の運営の方式のひとつ。チャリティの運営方式である場合、その組織は、Charitable Trust といわれる。資産の寄贈者と所有者と受益者の 3 者の関係性の上に成り立つ方式で理事（Trustee）により管理される。

古代記念物及び考古学地区法 Ancient Monument and Archaeological Areas Act

1882 年に成立した、イギリスで最初の文化財を保護するための法律、「古代記念物保護法（Ancient Monument Protection Act)」（以下、「旧法」という。）を継承した、考古学の遺跡等を指定し、保護するための法律。旧法からの転換は、主に点から面への保護対象の推移があった。

管財人 The Receiver of the Wrecks

交通省の代理として、沈没船や引き揚げにかかわる行政権限をもったポスト。1995 年の商船法（Merchant Shipping Act）に基づき、海事沿岸警備庁（Maritime and Coastguard Agency）に設置された。拠点はサウサンプトンに置かれている。

ユネスコ水中文化遺産保護条約 UNESCO Concention for the Protection of Underwater Cultural Heritage

ユネスコにより 2001 年に採択、2009 年に発行された、水中文化遺産の保護に関する国際条約。第 1 条で、条約の保護の対象となる水中文化遺産について、常時水中に没する状態となって 100 年以上経過したもの、と定義している。また、原則として現地保存をうたい、遺物や船体等の引き揚げを禁止している。アメリカ、英国などの大国は批准していない国が多い中、2013 年 42 番目の批准国としてフランスが批准し、大国としては初めてのことで話題になった。

ライセンス License

表 5-04 の「沈没船保護法（Protection fo the Wrecks Act)」で指定（designate）された遺跡にアクセスする権利。EH に申請し、審査をされたうえで与えられる。このライセンスを持たずに、指定沈没船現地を訪れることはできない。

歴史的沈没船遺跡諮問委員会 The Advisory Committee on Historic Wreck Sites

EH が、水中文化遺産に対する指定やライセンスの許可等にあたり、助言・指導を求める外部委員会。

プロトコル Protocol

開発事業者に対して、特に本報告では港湾開発関連事業者に対して、水中文化遺産の不時の破壊をさけるため、遺物や船体等を水中で発見した際に、報告をしてもらい、情報共有するためのシステム。実施要領のようなものを印刷物の形で発行している。

国の歴史環境にかかるデータベース National Record of Historic Environment

歴史的な文化遺産に関わる国の総目録。現在はイングリッシュ・ヘリテージにより管理されている。2015 年 4 月 1 日からはヒストリック・イングランド（Historic England）の所管となる。

モデル・クローズ Model Clauses

開発事業者に対して、特に本報告では港湾開発関連事業者にたいして、）開発許可申請の際に、環境アセスメントの一環として水中文化遺産の評価や調査を織り込み、そのコンサルから調査依頼等、許可にいたるまでの通過するべき手順と満たされるべき質的スタンダードを細かに指導した指導文書。開発計画の許可には、これに沿うことが条件とされる。

指定沈没船 Designated Wrecks

表 5-04 にある「沈没船保護法（Protection of the Wrecks Act)」に基づいて、指定された沈没船に関する遺跡。EH の推薦により、文化メディア・スポーツ省の大臣が決定して指定する。指定沈没船へのアクセスには EH が発行するライセンスが必要になる。

持続可能な（サステイナブル）／持続可能性 Sustainable / Sustainability

1983 年、国連ブルントランド委員会で示されたコンセプト。経済成長には環境破壊の抑制が不可欠であることが提唱された。これに基づき、ヨーロッパを中心に考古学的な遺跡も、環境資源の一部として取り扱う方針が示され、都市開発のあり方として、環境や文化資源を鑑み、長期的にみてうまくバランスがとれた状態が継続していくことをめざすようになる。イングランドでは 1990 年代ごろから開発計画の際に、必須のコンセプトになっている。

Ian Oxlay

Organisations

ENGLISH HERITAGE

- Government

Department of Culture, Media and Sport
Department of the Environment, Food and Rural Affairs
Department of Transport
Foreign and Commonwealth Office

- Agencies
- Non Governmental Organisations
- Contractors and Consultants
- Institute for Archaeologists Directory
  Maritime Affairs Group
- Universities

English Heritage

ENGLISH HERITAGE

Statutory advisor for heritage in England

An agency sponsored by Dept of Culture, Media and Sport.

Increase understanding of the past;

Conserve & enhance the Historic Environment;

Broaden access & appreciation of heritage.

English Heritage Marine capacity:
Built up over 11 years

Marine Planning Unit
Designation Team Maritime Advisors
Historic Environment Intelligence Team
National Record of Historic Environment

England's important historic shipwrecks

ENGLISH HERITAGE

Late Bronze Age – early 20th Century;

Upstanding wreck structures to artefact scatters;

Mostly Post Medieval warships or armed merchantmen

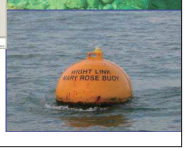

England's important historic shipwrecks

ENGLISH HERITAGE

Late Bronze Age – early 20th Century;

Upstanding wreck structures to artefact scatters;

Mostly Post Medieval warships or armed merchantmen

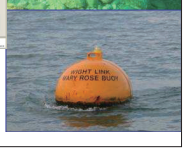

Specific guidance

ENGLISH HERITAGE

A lot is available, mostly online

English Heritage alone produces over 80 items a year

Marine aggregates
Offshore renewables
Museums and archives
Standards and principles

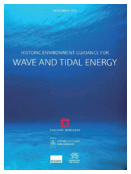

Marine Planning

ENGLISH HERITAGE

Marine and Coastal Access Act 2009
Environmental Impact Regulations
Polluter pays
Must assess impacts on historic environment

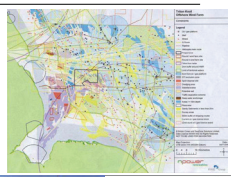

English Heritage advises the Government Regulator (Marine Management Organisation) on:

- Wreck licensing;
- Ports and Harbours;
- Coastal Defence;
- Offshore Renewables;
- Marine Aggregates; and
- Other marine works.

Marine Management Organisation

Get involved

ENGLISH HERITAGE

In a year we issue, on behalf of Government, over 70 licences with over 2000 visiting named divers.
Anyone can apply for a licence to visit, survey, or carry out research, on Designated Wreck Sites.
Licences issued subject to checks.
Licencee reports generate regular monitoring information

www.english-heritage.org.uk/discover/maritime/visiting-protected-wreck-sites/

Partnership

ENGLISH HERITAGE

- We support project with partners
- Diver visitor trails
- Museum exhibitions
- Web dissemination
- Archive recording of previously recovered finds

CISMAS
Cornwall And Isles of Scilly Maritime Archaeology Society

Maritime Archaeology Trust

ATF

Nautical Archaeology Society

Mark Beattie-Edwards

What is the NAS ?

- **The NAS is a non-government organisation, limited company and registered charity in England, Scotland and Wales**
- **Aims to further research in Nautical Archaeology and publish the results of such research**
- **Aims to advance education and training in techniques pertaining to the study of Nautical Archaeology for the benefit of the public**

Mission Statement:

- **Enabling involvement, skills and knowledge to encourage respect, access and understanding of the maritime cultural heritage of the world**

2

Who are the NAS ?

- **Chairman, Dr Adrian Olivier**
- **Executive Committee / Directors**
- **Management Committee**
- **Publications Committee**
- **Programme Director**
- **Training Manager**
- **Training Officer**
- **Administrator**
- **International Development Officer**
- **IJNA editor & IJNA Reviews editor**
- **Regional Coordinators**
- **Tutors / instructors**
- **Work experience placements and volunteers**

NAS Offices at Fort Cumberland

3

The Nautical Archaeology Society

- Members worldwide
- Website / Weekly email
- Education programme
- Project *opportunities*
- Nautical Archaeology Newsletter
- *IJNA* Academic journal
- Conferences
- Outreach activities

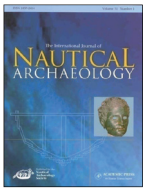

The Nautical Archaeology Society - IJNA

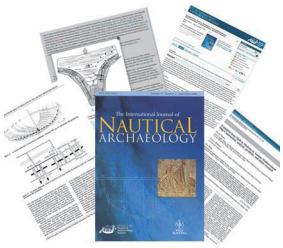

- Published by the NAS twice per year
- Articles by global scholars
- Available online and in hard copy

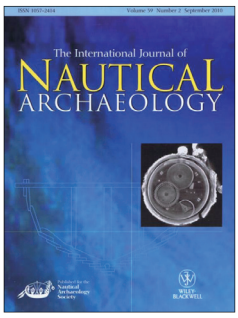

The Nautical Archaeology Society - Newsletter

- Published by the NAS 4 times per year
- Articles by NAS members
- Available online and in hard copy

NAS Training Programme – The beginning of something great

- 5th - 6th April 1986 – first official NAS course at Bristol University taught by Professor Toby Parker
- 10th - 11th May 1986 – second course in Gosport taught by Ian Oxley & Alex Hildred
- 1989 – Heritage at Sea (Joint Nautical Archaeology Policy Committee)

"education can play almost as important a role as legislation in the protection of the underwater cultural heritage….."

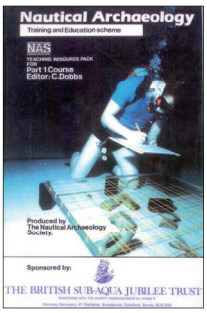

NAS Training Programme – Funding

- 1991 - Funded education programme – by Department of National Heritage (now Department of Culture Media and Sport).
- 1993-2006 funding from Cadw and Historic Scotland. 1999 funding from English Heritage.
- Not just fun courses for divers - part of a heritage management strategy

CADW ENGLISH HERITAGE

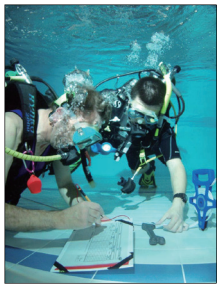

NAS Handbook – "Underwater Archaeology"

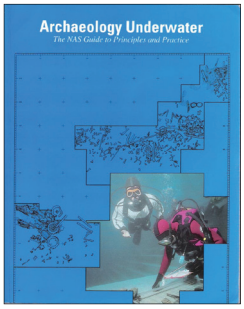

1992

2009

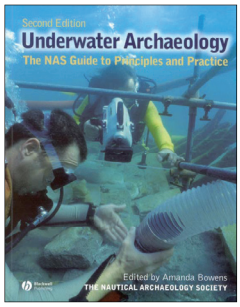

Wessex Archaeology (Coastal & Marine)

Euan McNeil

Experience

Background to the C&M team:
- first staff appointed 1994
- section formed 2002
- c.35 specialist staff in two offices (Salisbury and Edinburgh and Sheffield)

coastal&marine
geoservices

Undertaken around 870 projects since 2002, including:

EIA/DBAs
- marine aggregate extraction
- offshore windfarms & marine renewables
- port & harbour developments
- cable & pipeline routes

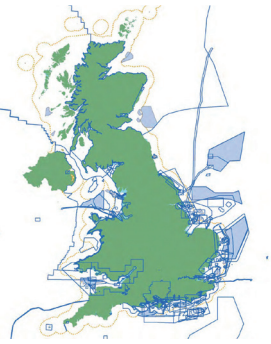

www.wessexarch.co.uk

Experience

Strategic research and Guidance
- Seabed in Prehistory
- England's Shipping
- Ports and Harbours
- Protocols ORPAD/BMAPA
- COWRIE Guidance
- TCE Model Clauses
- SEA/REA/REC

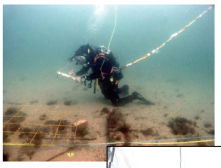

Diving and Geophysical Inspection
- PWA 1973 diving contract 2002-2013
- HER 2013 diving contract
- Construction/development support
- SAMPHIRE
- OCHMAPP

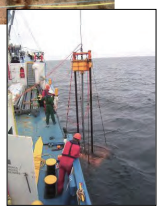

Coastal Survey and SMR enhancement
- Kent RCZAS Phase 1 & 2
- Dorset RCZAS Phase 1

www.wessexarch.co.uk

Where do we fit in?

Who Do We Work For:-
- Developers and their consultants
- Statutory Consultees: EH/HS/CADW/DoE
- Research Funders: ALSF/MEPF/HLF/DCMS
- Other Stakeholders
  - BMAPA
  - TCE
  - Local Authorities
  - Port Authorities

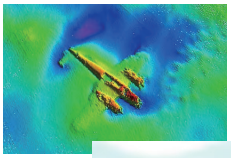

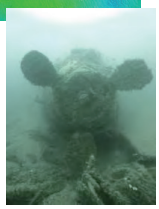

Typically we are a specialist consultant providing technical input and working for the lead EIA consultant employed by the developer.

We aim to provided trusted and balanced advice to deliver consent with the least disruption and cost to the developer whilst satisfying the regulators that Cultural Heritage is being properly addressed.

www.wessexarch.co.uk

Why is Cultural Heritage an issue?

UK Legislation:
The Marine Act
The Merchant Shipping Act
Protection of Wrecks Act
Protection of Military Remains Act etc.
Terrestrial Planning Law (PPS)
"Taking to the Water" and the role of Statutory Consultees – Intertidal to 12nm and Marine Renewable Zones
The intertidal area is particularly problematic due to the meeting of the different regimes.

European Legislation:
EU Directive
Trans-national Schemes

International Law:
Maritime Law, ownership and Sovereign Immunity
UNESCO Convention and its Annex

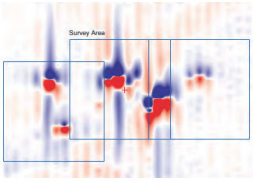

www.wessexarch.co.uk

Developing a Baseline

Data sources:
- HERs / NRHE data for context
- Previous work - BMAPA, ORPAD for reported finds
- Geophysical / geoarchaeological data
- Database records:

UK Hydrographics Office (UKHO) (SeaZone)
National Record of the Historic Environment (NRHE)
Receiver of Wreck (RoW), Ministry of Defence (MoD)
- Published lists: Larn & Larn, dive guides etc.
- Informal sources: NAS, dive clubs
- Marine geophysical data
- Secondary Sources

Identify potential.

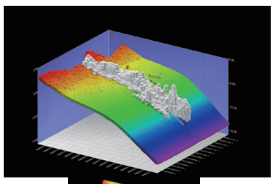

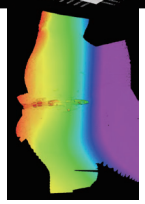

www.wessexarch.co.uk

Submerged Landscapes

- Landsurfaces buried and flooded as a result of sea-level rise can be found from -120m below sea level.
- Sites and finds have the potential to span c.800,000 years of human history from:
  - Lower, Middle and Upper Palaeolithic through to Late Glacial and Mesolithic in the older/deeper deposits;
  - Neolithic, Bronze Age and Iron Age/Roman periods in shallow deposits.
- Submerged deposits are very important for understanding sea-level and climate change and the environment within which our predecessors lived.
- Potential for excellent survival of artefacts, including things made of organic materials that do not survive well on land.
- Potential for entirely new kinds of sites and insights (e.g. 'Seahenge', Happisburgh, Pakefield, Area 240).

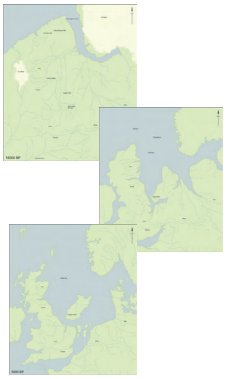

www.wessexarch.co.uk

How do we identify the resource? Marine Geophysical Capabilities

- Data interpretation for Environmental Impact Assessments (EIA)
- Archaeological assessment of marine UXO data
- Acquisition of geophysical data for archaeological-based surveys
- Wreck surveys using sidescan sonar & magnetometer
- Wreck surveys using multibeam echosounder
- Submerged landscape investigation using sub-bottom profilers & geotechnical surveys
- Data audit/QC
- Advice on survey specifications

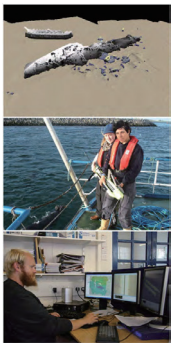

Multibeam Echosounder

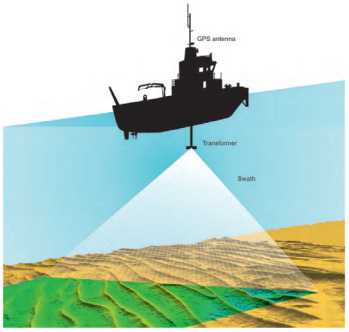

www.wessexarch.co.uk

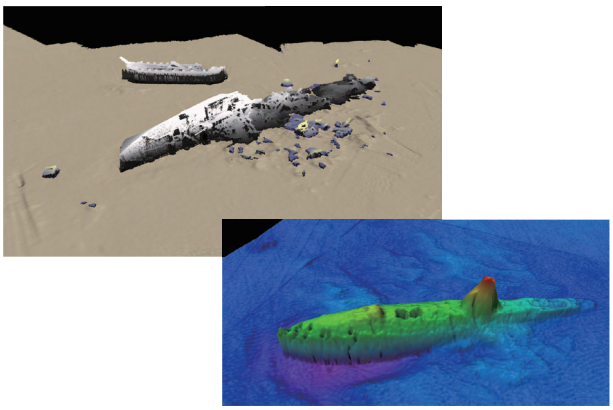

www.wessexarch.co.uk

Sidescan Sonar

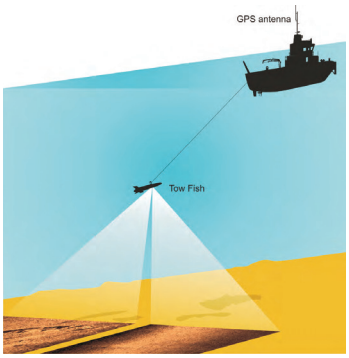

www.wessexarch.co.uk

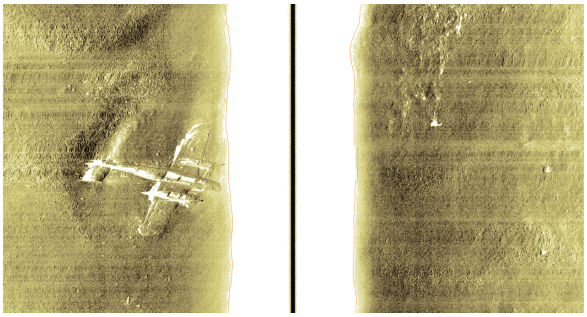

www.wessexarch.co.uk

Magnetometer Survey

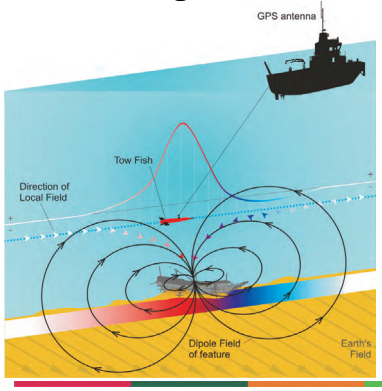

Sub-bottom Profiler

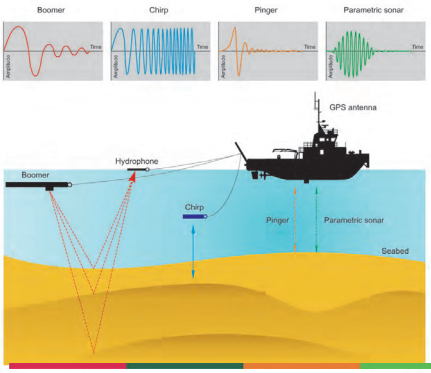

Coastal and Marine

www.wessexarch.co.uk

Buried Landscapes

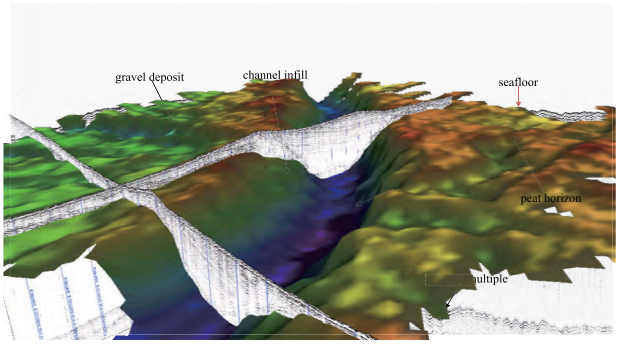

www.wessexarch.co.uk

Impact Assessment

- Direct Impacts – to archaeological structures, features, deposits and artefacts and also to setting
- Indirect Impacts – sedimentation, scour, erosion
- Cumulative/Combined Impacts – within the scheme and between multiple schemes and other projects
- Setting / Visual Impact

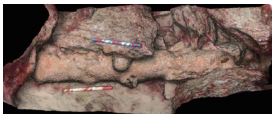

Mitigation measures generally take 3 forms:

- Prevention or avoidance
- Reduction
- Remedying or offsetting

Generally implemented through:

- Written Scheme of Investigation (WSI)
- Protocols for Unexpected Discoveries (BMAPA / ORPAD)

www.wessexarch.co.uk

Community Engagement

Time Travelling by Water: HLF

- Schools Workshops
- Legacy: Teacher Packs

www.wessexarch.co.uk

第６章　まとめ

現地調査ヒアリング、ワークショップ、書籍や各種リーフレット、WEB による資料の分析など、日本とイングランドを中心とした国際比較研究、調査活動の結果、本研究では以下の点が明らかになった。

欧州の現代考古学の全般的な状況

長い歴史と伝統をもつ欧州だが、国家の起源を想起させる「ヘリテージ」（と対応する各国言語）は第二次大戦後、忌避され、一般的な共通用語として議論されるのは、EU 成立を経て、欧州考古学会（EAA）が設立された 1990 年代以降と比較的新しい。

この四半世紀、消費社会の高まりとともに、遺跡・ヘリテージと現代社会の関係を問うパブリック・アーケオロジー、考古遺産マネジメントへの関心が高まった。とりわけ、2008 年世界同時経済危機が与えた衝撃は大きく、「欧州考古学者発見プロジェクト（DISCO）2012-14」、「地域社会考古学の新しいシナリオ」（NEARCH、2013-7）の動きにみるように、「持続可能な」文化遺産、「持続可能な」考古学を求めて、国際的な連携が高まっている。

こうした共同調査、国際比較により、考古学の多様なあり方、社会との関係が明確となり、また、自らが属する考古学のかたちについて、自覚的に認識されるようになった。

考古学と考古遺産マネジメント

欧州では第二次大戦後の街の復興、再開発に伴い、緊急発掘が発生し、その後、徐々に調査体制が整備されたが、大きな画期となるのは 1992 年の「考古遺産の保護に関する欧州協定」であり、各国で大幅に考古学者が増加した。大学・研究機関を中心とするアカデミズム考古学と開発に伴う事前調査に当たるプロフェッショナル考古学を成長させる一方、両者の関係がその国・地域の考古学のかたちに影響を与えることとなった。

英国においては、80 年代に経済停滞の落込みはあるものの、「原因者負担」が拡がる 90 年代以降、2008 年まで記録保存調査は右肩上がりで、その後、下り坂を迎える。日本では、1958 年、初の原因者負担による調査が始まり、90 年代半ばに発掘調査のピークに向え、欧州より十数年先行していることが指摘できる。

また、水中文化遺産については、2009 年にユネスコの水中文化遺産保護条約が発行されてから、大国の批准はまだ少ないものの国際的な関心は高まっている。海に囲まれた英国では、早くから海洋資源開発への関心が高く、同時に沿岸部や海域の文化遺産についても調査及び保護体制の確立がすすめられてきた。それでも、目に見えにくく、アクセスが難しいことから、陸上に比べ、まだ体制の整備が不十分という。本来は陸上と水中と、置かれた環境が異なるだけであり、文化遺産の本質的価値は変わらず、同等に取り扱われるべきものであるが、そのハードルが高い状況は今回の調査からも明らかとなった。

市場主義経済の深化と遺跡調査

もっぱら国や自治体など公的機関によって実施されていた、欧州の遺跡の開発事前調査は、とりわけ 90 年代以降、市場主義経済の深化とともに競争入札制度が広がり、国主体、民間主体の間で様々な形態をとることになった。ドムール氏はその根幹にある社会観・国家観の違いに着目し、クリスチャンセン氏は、それぞれを社会主義的モデル、資本主義的モデルと設定し、前者のノルウェー、フランス、後者のイングランド、オランダなどを比較した。2008 年の経済危機により、後者は大きな打撃を受け、予測された懸念が現実のものとなった。日本は基本的に社会主義的モデルにあり、東日本大震災の復興調査は、その安定性の強みが発揮されたものと国際的に認識されている。また、

資本主義モデルはイングランドで顕著なように、土地所有者の遺跡（調査）に対する権利と不可分な関係にあることが、欧州全体の比較研究で明らかになった。

一方、「民営化」について、ダンピングによる調査の質の劣化、その横行という単純なイメージは実態とかなり異なる。最も民営化が進展しているイングランドの場合、ロンドン、オックスフォード、ヨーク、カンタベリー、ウェセックス地方など歴史豊かな地域では、遺跡調査の主体となっているのは、もともと地域に立脚した公的な調査組織である。ロンドンのMOLA にみるように、調査研究の規模、多様な科学的分析と能力、市民社会への提示の実態をみれば、考古学全般については、日本のほとんどの研究機関を上回り、運営については、公益財団法人に近く、「民間会社」と一括するのは適切でない。また、「ともに新たな地域を創造する」という開発者との積極的な関係づくりは、民間ならではの機動性であり、日本の状況においても、参照すべき新しい視点である。

近年のパブリック・アーケオロジー、ヘリテージ研究の傾向

市場主義、自由主義経済の深化は考古学研究のテーマ、提示方法にも影響を与えている。その一つはその功利主義的な傾向である。過去の研究は現在にどのような意味があるのか、という問いは、その時の社会経済状況と密接に関わる。とりわけ、2008 年の世界同時経済不況後、考古学の有用性、考古学の社会における位置づけに関する議論が高まった。例えば、『社会の中の考古学：その現代世界との関わり』（Marcy Rockman and Joe Flatman 2012, Archaeology in Society: Its Relevance in the Modern World）では、天候変化、エネルギー開発、戦争、ナショナル･アイデンティティ、テレビ、授業、印刷物など、多面的に考古学と現在との関連性について、30 もの論考を集めている。

また、パブリック･アーケオロジー研究においても変化がみられる。松田陽氏は、その４つのアプローチ、「教育的」、「広報的」、「多義的」、「批判的」のうち、従来は前二者と後二者の間で、論争が展開したのに対し、現在では前三者が融合し、批判的アプローチとの差が広がりつつあることを指摘している。より多様な社会集団のために考古学の教育・広報活動を行う姿勢が高まり、対話（dialogue）、共同（collaboration）、共有（sharing）などのキーワードのもとで、まちづくり、地域活性、観光、アートなどとの連携がさかんに強調されるようになった、という。

クリスチャンセン氏は、近年の考古遺産にかかわる特徴を、①遺跡、ヘリテージの単なる提示から、現地説明会や体験発掘など積極的参加の促進への変化、②映画や漫画などポップカルチャーへの登場、③過去の国粋主義的利用、と指摘している。①の地域参画、コミュニティー･アーケオロジーの高まりは一方で、考古学研究の地域主義化、「小さな」考古学のモーメントともなり得る。②は日本でも顕著な状況だが、考古学、遺跡を人々に身近なものとする一方で、「真実性」とは関係なく展開することもある。

考古学と現代社会に関わるテーマでは、是非ではなく、両面性を抱えた課題は少なくない。その多面的な状況、対立的な関係を所与のものとして、恐れずモデル化し、全体構造、力学関係を可視化させ、議論の舞台を整える。こうした構造的な理解に立ち、現状への迎合ではなく、批判的（critical）に問題を深化させることができるか、パブリック・アーケオロジーの研究にますます求められている視点である。

日本の考古遺産マネジメントとパブリック・アーケオロジーの特徴と課題

欧州の調査からも、考古学が経済活動と不可分の関係にあり、どの国においても考古遺産マネジメント（日本的には「埋蔵文化財の管理と運営」）が現代考古学の大きな比重を占めていることを確認できた。日本の特徴として、①戦後の高度経済成長を基盤に、戦前からの記念物行政や郷土教育の伝統、遺跡保存の運動など複合的に働き、市町村を含む地方行政を主体とする遺跡の調査体制が国際的にも早い段階で整備されたこと。②文化財部門は教育委員会内に置かれ、考古資料は地域の歴史教育、パブリック・アーケオロジー活動の資源として捉えられ、埋蔵文化財保護行政の伝統となっていること。③考古遺産マネジメント（プロフェッショナル）と考古学研究（アカデミズム）に二つの世界に大きく分かれておらず、所属する考古学者の交流が比較的密であること、などが指摘できる。

一方、イングランドのユニットと比べた場合に顕著であるが、少人数で文化財全般を扱う日本の自治体では考古学のプロフェッショナリズムは弱くならざるを得ない。大学の考古学部門の規模は大きく異なり、日本では歴史主体の教育で、環境や動物考古学、GIS などサイエンス系科目は非常に少ない。記録保存調査においても、英国では専門家である考古学者が主体となって行うものと考えられており、学術レベル、内容、質が異なることが一般的である。作業員、ベルトコンベヤー利用による調査の効率化により、多くの遺跡調査を行い、報告書を刊行してきた日本とは異なる「考古学」のイメージが社会的に共有されている。

日本とイングランドの記録保存調査の違いは、考古学、遺跡調査というものに対する専門性をどのレベルに置いているか、どれだけの内容を期待しているか、という点と関連する。さらにその起点には、「遺跡」に対する基本的な考え方の違いがある。単純化すれば、日本では遺跡は「文化財」であり、その保護、救出に重点をおく。イングランドでは遺跡は過去を解

明するための「資源」であり、その徹底に重点をおく。さらに遺跡が誰に属するか、という点が大きくこの違いに関わっている。遺跡調査の許可、出土遺物の帰属、国か個人にあるか。土地（現在）と埋蔵物（過去）の所有権の関係は、個人と社会（国家）の関係、歴史、文化、イデオロギーの違いに基づく。法制面的な比較に留まらず、この全体構造、構造化された関係に着目することで、考古学のあり方、現代社会との関係の理解はより深まる。

例えば、イングランドのコミュニティ・アーケロオジーに見られる地域住民の積極的な関与、ボランティアの参画は、誰でも参加できる、遺跡（考古学）の解放が前提となっており、日本では恐竜化石の調査、自然史的なフィールド調査、また、文化財保護法以前に、全国で展開した遺跡調査ブームの状況を想定すれば理解しやすい。パブリックの遺跡への「介入」の許容度が、その国・地域のパブリック・アーケオロジーのあり方の規定的要因となる。日本にも彼の地と同様のパブリック・アーケオロジーは起こり得るし、かつて存在した。

日本はイングランドと異なり、ドイツ、フランスなど「古い」大陸欧州の社会観、国家観を共有する。文化財、遺跡の国家的保護のもとに、考古遺産マネジメント、考古学を発展させてきた。近年、日本だけでなく、こうした国々でも遺跡調査への市民参加が一般化しているのは偶然の一致でない。経済的な成長とともに、遺跡の活用や提示のニーズが高まり、グローバル化する世界において、あらたな「公」を求める、その関係づくりの一形態と言える。その点、土地所有者の許可があれば、誰でも遺跡の調査が可能なイングランドを代表とするアングロサクソン系諸国は金属探知機による盗掘や遺物売買など問題を抱えながらも、市民参画、考古学教育、遺跡の提示など、考古学と社会の関係づくりのノウハウ、アイデアが蓄積されている。

現在、市民の「過去」との関わりも、情報社会の発達から、大きく変化、多様化している。例えば、古墳の歌を歌う歌手の登場や古墳巡りの流行にみるように、古墳に「萌える」若い世代が増加している。講演会や現地説明会に参加する、受動的な考古学との関わりとは異なる、新しいタイプの過去関心者の誕生である。また、国際的に広がる、アーティストと考古学者の協働「アートと考古学」は、日本でも近年高まり、考古学の裾野を広げつつある。

世界各地にはその社会の歴史・文化に応じた多様な考古学があり、日本も先述した特徴を有するその一つである。パブリック・アーケオロジーの根幹である、考古学の社会化は、国際化と同様に、自らの考古学をメタ的、自覚的に認識することを要請する。幸い、情報社会のおかげで、国・地域を超えて、専門家たちが共通の課題に連携して取り組み、叡智を結集することはそれほど難しくなくなった。

日本におけるパブリック・アーケオロジーの将来は、これまでの安定した地域行政主体の考古遺産マネジメントというインフラの継承とともに、国内外で展開する理論・方法を適宜参照・吸収する回路を開き、地域における実践を通じて、現代社会とのより広く深い関係を紡ぐ構造をいかに構築するかにかかっている。